官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一七三）　二
○生産緑地法施行令の一部を改正する政令（一七四）　二
○外国為替令等の一部を改正する政令（一七五）　二
〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務九）　三
○輸出貿易管理規則の一部を改正する省令（経済産業三五）　三五
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（同三六）　三六
○貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（同三七）　三六
○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（同三八）　三七
○外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（同三九）　三七
○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（同四〇）　三八
○輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令（同四一）　三八
〔法規的告示〕
○輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項の一部を改正する件（経済産業五四）　三九
○輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（同五五）　三九
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（同五六）　三九
○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等の一部を改正する件（同五七）　三九
○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同五八）　四〇
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（同五九）　四〇
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（同六〇）　四〇
○輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（同六一）　四一
○輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（同六二）　四一
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件（同六三）　四一
〔その他告示〕
○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（内閣一）　四二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、再生関係　四四
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　六八
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　五三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一は令和七年四月一日から適用することとした。

◇生産緑地法施行令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（国土交通省）

1　生産緑地地区内における市町村長の許可等を要しない行為から、生産緑地法第八条第二項第一号ハ及び二並びに第二号に規定する施設の設置等に係る行為を除くこととした。（第六条第三号関係）

2　この政令は、令和七年五月一日から施行することとした。

◇外国為替令等の一部を改正する政令（政令第一七五号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

核兵器等の開発、設計又は使用のために利用されるおそれのある貨物の設計、製造又は使用に係る技術を輸出貿易管理令（昭和二四年政令第三七八号）別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引等について、許可を要することとした。（第一七条及び第一八条の二関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

1　別表第三に掲げる地域を仕向地とする核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵のために利用されるおそれのある貨物の輸出等について、許可を要することとした。（第一条及び第四条第二項関係）

2　銃砲等の貨物を無償等で輸出する場合について、許可を要しないこととした。（第四条第一項ただし書関係）

3　核兵器等以外の兵器等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれのある工作機械等の貨物の輸出について、許可を要することとした。（第四条第一項第三号及び第四号並びに別表第一関係）

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正関係

合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等については、外国為替令（昭和五五年政令第二六〇号）第一七条第二項から第四項までに規定する義務を免除することとした。（第九条関係）

四　附則関係

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

五　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	890,000	790,000	742,600	717,300	679,400	616,100	552,800	489,600	439,000	413,700	388,400	363,100
	インドネシア	790,000	670,000	626,400	602,100	565,700	505,100	444,500	383,800	335,300	311,100	286,800	262,600
	カンボジア	840,000	760,000	714,000	687,400	647,600	581,200	514,800	448,400	395,300	368,700	342,200	315,600
	シンガポール	1,030,000	920,000	860,300	825,800	774,200	688,200	602,200	516,200	447,300	412,900	378,500	344,100
	スリランカ	810,000	780,000	729,800	702,600	661,800	593,800	525,800	457,900	403,500	376,300	349,100	321,900
	タイ	840,000	710,000	660,300	633,800	594,200	528,200	462,200	396,200	343,300	316,900	290,500	264,100
	大韓民国	900,000	760,000	708,800	680,400	637,900	567,000	496,100	425,300	368,600	340,200	311,900	283,500
	中華人民共和国	1,100,000	880,000	818,800	786,800	738,900	659,000	579,100	499,300	435,400	403,400	371,500	339,500
	ネパール	800,000	780,000	739,000	715,400	680,100	621,200	562,300	503,400	456,300	432,700	409,200	385,600
	パキスタン	920,000	850,000	805,100	780,500	743,600	682,100	620,600	559,100	509,900	485,300	460,700	436,100
	バングラデシュ	940,000	860,000	816,100	789,500	749,500	682,900	616,300	549,700	496,400	469,700	443,100	416,500
	東ティモール	910,000	880,000	828,800	801,600	760,900	693,000	625,100	557,300	503,000	475,800	448,700	421,500
	フィリピン	790,000	670,000	625,800	601,500	565,200	504,600	444,000	383,500	335,000	310,800	286,500	262,300
	ブータン	810,000	790,000	742,600	717,300	679,400	616,100	552,800	489,600	439,000	413,700	388,400	363,100
	ブルネイ	790,000	760,000	706,600	678,400	636,000	565,300	494,600	424,000	367,400	339,200	310,900	282,700
	ベトナム	710,000	640,000	597,900	574,800	540,100	482,300	424,500	366,700	320,500	297,400	274,300	251,200
	マレーシア	740,000	670,000	620,900	596,000	558,800	496,700	434,600	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
	ミャンマー	910,000	830,000	779,300	751,700	710,300	641,400	572,500	503,600	448,400	420,800	393,300	365,700
	モルディブ	830,000	810,000	754,800	727,000	685,300	615,800	546,300	476,900	421,300	393,500	365,700	337,900
	モンゴル	790,000	770,000	723,000	697,700	659,700	596,400	533,100	469,800	419,200	393,800	368,500	343,200
	ラオス	750,000	730,000	680,600	655,800	618,600	556,500	494,400	432,400	382,700	357,900	333,100	308,300
大洋州	オーストラリア	810,000	730,000	683,000	655,700	614,700	546,400	478,100	409,800	355,200	327,800	300,500	273,200
	キリバス	930,000	900,000	853,100	825,800	784,800	716,500	648,200	579,900	525,200	497,900	470,600	443,300
	クック	780,000	750,000	703,400	675,200	633,000	562,700	492,400	422,000	365,800	337,600	309,500	281,400
	サモア	850,000	820,000	764,900	736,300	693,400	621,900	550,400	478,900	421,700	393,100	364,500	336,000
	ソロモン	930,000	900,000	846,800	818,900	777,100	707,400	637,700	568,100	512,300	484,400	456,600	428,700
	ツバル	760,000	730,000	682,300	655,800	616,000	549,800	483,600	417,400	364,400	337,900	311,400	284,900
	トンガ	880,000	860,000	803,400	774,800	732,000	660,700	589,400	518,000	461,000	432,400	403,900	375,400
	ナウル	760,000	730,000	682,300	655,800	616,000	549,800	483,600	417,400	364,400	337,900	311,400	284,900
	ニウエ	780,000	750,000	703,400	675,200	633,000	562,700	492,400	422,000	365,800	337,600	309,500	281,400
	ニュージーランド	780,000	750,000	703,400	675,200	633,000	562,700	492,400	422,000	365,800	337,600	309,500	281,400
	バヌアツ	870,000	840,000	782,500	752,000	706,300	630,000	553,800	477,500	416,500	386,000	355,500	325,000
	パプアニューギニア	910,000	880,000	833,800	806,400	765,400	697,000	628,600	560,300	505,600	478,200	450,900	423,500
	パラオ	870,000	840,000	782,300	751,800	706,000	629,800	553,600	477,400	416,400	385,900	355,400	324,900

	フィジー	760,000	730,000	682,300	655,800	616,000	549,800	483,600	417,400	364,400	337,900	311,400	284,900
	マーシャル	1,010,000	980,000	916,400	883,300	833,700	751,100	668,500	585,800	519,700	486,700	453,600	420,600
	ミクロネシア	960,000	930,000	865,100	832,500	783,600	702,100	620,600	539,100	473,900	441,300	408,700	376,100
北米	アメリカ合衆国	1,310,000	980,000	913,500	877,000	822,200	730,800	639,500	548,100	475,000	438,500	401,900	365,400
	カナダ	860,000	770,000	720,000	691,200	648,000	576,000	504,000	432,000	374,400	345,600	316,800	288,000
中南米	アルゼンチン	920,000	890,000	828,900	796,500	748,000	667,100	586,200	505,300	440,600	408,300	375,900	343,600
	アンティグア・バーブーダ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	ウルグアイ	1,010,000	980,000	909,400	873,800	820,400	731,500	642,600	553,600	482,500	446,900	411,300	375,800
	エクアドル	910,000	880,000	819,900	789,100	742,900	665,900	588,900	511,900	450,300	419,500	388,700	358,000
	エルサルバドル	870,000	840,000	787,400	759,500	717,600	647,900	578,200	508,400	452,600	424,700	396,800	369,000
	ガイアナ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	キューバ	1,100,000	1,070,000	1,004,300	970,100	918,800	833,400	748,000	662,600	594,200	560,000	525,900	491,700
	グアテマラ	990,000	960,000	899,400	867,000	818,400	737,500	656,600	575,600	510,900	478,500	446,100	413,800
	グレナダ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	コスタリカ	890,000	860,000	805,000	773,600	726,500	648,000	569,500	491,000	428,200	396,800	365,400	334,000
	コロンビア	870,000	850,000	794,000	765,800	723,600	653,200	582,800	512,400	456,100	427,900	399,800	371,600
	ジャマイカ	880,000	850,000	795,400	765,600	720,800	646,300	571,800	497,200	437,600	407,800	378,000	348,200
	スリナム	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	セントクリストファー・ネービス	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	セントビンセント	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	セントルシア	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	チリ	840,000	810,000	758,100	728,600	684,300	610,500	536,700	462,900	403,800	374,300	344,800	315,300
	ドミニカ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	ドミニカ共和国	910,000	880,000	824,600	795,200	751,200	677,700	604,200	530,800	472,000	442,600	413,200	383,900
	トリニダード・トバゴ	870,000	840,000	782,300	753,000	709,000	635,800	562,600	489,400	430,800	401,500	372,200	342,900
	ニカラグア	890,000	860,000	816,600	790,000	750,000	683,300	616,600	550,000	496,600	470,000	443,300	416,700
	ハイチ	1,280,000	1,240,000	1,171,600	1,134,000	1,077,500	983,300	889,100	795,000	719,600	682,000	644,300	606,700
	パナマ	800,000	780,000	726,300	698,400	656,600	587,000	517,400	447,800	392,100	364,200	336,400	308,500
	バハマ	880,000	850,000	795,400	765,600	720,800	646,300	571,800	497,200	437,600	407,800	378,000	348,200
	パラグアイ	740,000	720,000	671,400	646,500	609,200	547,100	485,000	422,800	373,100	348,300	323,400	298,600
	バルバドス	1,060,000	1,030,000	960,600	924,200	869,600	778,500	687,400	596,400	523,500	487,100	450,700	414,300
	ブラジル	890,000	810,000	752,600	723,300	679,400	606,100	532,800	459,600	401,000	371,700	342,400	313,100
	ベネズエラ	1,150,000	1,110,000	1,045,000	1,009,200	955,500	866,000	776,500	687,000	615,400	579,600	543,800	508,000
	ベリーズ	860,000	830,000	780,000	751,200	708,000	636,000	564,000	492,000	434,400	405,600	376,800	348,000
	ペルー	880,000	850,000	792,500	762,800	718,300	644,000	569,800	495,500	436,100	406,400	376,700	347,000
	ボリビア	910,000	890,000	839,000	812,200	772,100	705,200	638,300	571,400	517,900	491,100	464,400	437,600
	ホンジュラス	900,000	880,000	828,300	801,100	760,400	692,600	624,800	557,000	502,700	475,600	448,400	421,300
	メキシコ	980,000	940,000	878,600	844,300	792,800	706,900	621,000	535,200	466,500	432,100	397,800	363,500

欧州	アイスランド	920,000	880,000	823,100	790,200	740,800	658,500	576,200	493,900	428,000	395,100	362,200	329,300
	アイルランド	810,000	780,000	729,800	700,600	656,800	583,800	510,800	437,900	379,500	350,300	321,100	291,900
	アゼルバイジャン	670,000	650,000	607,600	584,100	548,900	490,100	431,300	372,600	325,600	302,100	278,600	255,100
	アルバニア	860,000	840,000	781,900	752,600	708,700	635,500	562,300	489,100	430,600	401,300	372,000	342,800
	アルメニア	730,000	710,000	665,000	640,400	603,500	542,000	480,500	419,000	369,800	345,200	320,600	296,000
	アンドラ	830,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	イタリア	860,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ウクライナ	900,000	880,000	836,600	812,400	776,000	715,300	654,600	594,000	545,400	521,200	496,900	472,700
	ウズベキスタン	690,000	660,000	622,800	599,800	565,500	508,200	450,900	393,700	347,800	324,900	302,000	279,100
	英国	1,110,000	930,000	867,800	833,000	781,000	694,200	607,400	520,700	451,200	416,500	381,800	347,100
	エストニア	700,000	680,000	631,400	606,100	568,200	505,100	442,000	378,800	328,300	303,100	277,800	252,600
	オーストリア	970,000	870,000	813,300	780,700	731,900	650,600	569,300	488,000	422,900	390,400	357,800	325,300
	オランダ	860,000	830,000	771,500	740,600	694,400	617,200	540,100	462,900	401,200	370,300	339,500	308,600
	カザフスタン	800,000	770,000	724,100	698,800	660,700	597,300	533,900	470,500	419,700	394,400	369,000	343,700
	北マケドニア	650,000	620,000	583,400	560,800	527,000	470,700	414,400	358,000	313,000	290,400	267,900	245,400
	キプロス	740,000	710,000	663,500	637,000	597,200	530,800	464,500	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400
	ギリシャ	730,000	710,000	658,500	632,200	592,700	526,800	461,000	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400
	キルギス	710,000	690,000	646,400	624,300	591,100	535,900	480,700	425,400	381,200	359,100	337,000	315,000
	クロアチア	760,000	730,000	681,600	654,400	613,500	545,300	477,100	409,000	354,400	327,200	299,900	272,700
	コソボ	660,000	640,000	599,100	576,400	542,200	485,300	428,400	371,500	325,900	303,200	280,400	257,700
	サンマリノ	800,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ジョージア	750,000	730,000	683,800	658,400	620,400	557,000	493,600	430,300	379,600	354,200	328,900	303,500
	スイス	1,210,000	1,160,000	1,081,400	1,038,100	973,200	865,100	757,000	648,800	562,300	519,100	475,800	432,600
	スウェーデン	810,000	780,000	729,400	700,200	656,400	583,500	510,600	437,600	379,300	350,100	320,900	291,800
	スペイン	780,000	750,000	701,800	673,700	631,600	561,400	491,200	421,100	364,900	336,800	308,800	280,700
	スロバキア	830,000	800,000	746,000	716,200	671,400	596,800	522,200	447,600	387,900	358,100	328,200	298,400
	スロベニア	740,000	710,000	661,900	635,400	595,700	529,500	463,300	397,100	344,200	317,700	291,200	264,800
	セルビア	740,000	710,000	666,800	640,900	602,100	537,400	472,700	408,100	356,300	330,400	304,600	278,700
	タジキスタン	830,000	810,000	765,100	742,200	707,700	650,300	592,900	535,500	489,500	466,600	443,600	420,700
	チェコ	860,000	830,000	772,100	741,200	694,900	617,700	540,500	463,300	401,500	370,600	339,700	308,900
	デンマーク	930,000	900,000	834,400	801,000	750,900	667,500	584,100	500,600	433,900	400,500	367,100	333,800
	ドイツ	890,000	800,000	749,400	719,400	674,400	599,500	524,600	449,600	389,700	359,700	329,700	299,800
	トルクメニスタン	1,310,000	1,270,000	1,188,400	1,146,800	1,084,500	980,700	876,900	773,000	690,000	648,400	606,900	565,400
	ノルウェー	900,000	870,000	811,400	778,900	730,200	649,100	568,000	486,800	421,900	389,500	357,000	324,600
	バチカン	800,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ハンガリー	770,000	740,000	692,100	664,400	622,900	553,700	484,500	415,300	359,900	332,200	304,500	276,900
	フィンランド	900,000	870,000	808,100	775,800	727,300	646,500	565,700	484,900	420,200	387,900	355,600	323,300
	フランス	950,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	ブルガリア	720,000	700,000	650,100	624,100	585,100	520,100	455,100	390,100	338,100	312,100	286,100	260,100
	ベラルーシ	750,000	730,000	686,900	663,000	627,200	567,500	507,800	448,100	400,400	376,500	352,600	328,800
	ベルギー	840,000	810,000	755,400	725,200	679,800	604,300	528,800	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200

	ポーランド	750,000	730,000	678,500	651,400	610,700	542,800	475,000	407,100	352,800	325,700	298,500	271,400
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	650,000	630,000	590,400	567,600	533,300	476,300	419,300	362,200	316,600	293,800	271,000	248,200
	ポルトガル	750,000	720,000	672,000	645,100	604,800	537,600	470,400	403,200	349,400	322,600	295,700	268,800
	マルタ	690,000	660,000	618,800	594,000	556,900	495,000	433,100	371,300	321,800	297,000	272,300	247,500
	モナコ	830,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	モルドバ	740,000	720,000	672,400	647,500	610,100	547,900	485,700	423,400	373,600	348,700	323,800	299,000
	モンテネグロ	740,000	710,000	666,800	640,900	602,100	537,400	472,700	408,100	356,300	330,400	304,600	278,700
	ラトビア	820,000	790,000	737,800	708,200	664,000	590,200	516,400	442,700	383,600	354,100	324,600	295,100
	リトアニア	770,000	740,000	691,900	664,200	622,700	553,500	484,300	415,100	359,800	332,100	304,400	276,800
	リヒテンシュタイン	1,210,000	1,160,000	1,081,400	1,038,100	973,200	865,100	757,000	648,800	562,300	519,100	475,800	432,600
	ルーマニア	720,000	690,000	644,900	619,100	580,400	515,900	451,400	386,900	335,300	309,500	283,700	258,000
	ルクセンブルク	820,000	790,000	738,800	709,200	664,900	591,000	517,100	443,300	384,200	354,600	325,100	295,500
	ロシア	950,000	770,000	718,500	691,800	651,700	584,800	518,000	451,100	397,600	370,900	344,100	317,400
中東	アフガニスタン	910,000	880,000	841,600	818,000	782,500	723,300	664,100	605,000	557,600	534,000	510,300	486,700
	アラブ首長国連邦	940,000	900,000	842,500	808,800	758,300	674,000	589,800	505,500	438,100	404,400	370,700	337,000
	イエメン	1,160,000	1,120,000	1,061,600	1,028,400	978,500	895,300	812,100	729,000	662,400	629,200	595,900	562,700
	イスラエル	1,120,000	1,010,000	940,500	903,700	848,500	756,400	664,400	572,300	498,700	461,800	425,000	388,200
	イラク	920,000	900,000	856,600	832,400	796,000	735,300	674,600	614,000	565,400	541,200	516,900	492,700
	イラン	930,000	910,000	855,500	828,100	787,000	718,400	649,900	581,300	526,500	499,000	471,600	444,200
	オマーン	840,000	810,000	758,800	729,200	684,900	611,000	537,100	463,300	404,200	374,600	345,100	315,500
	カタール	880,000	850,000	793,400	762,400	716,000	638,700	561,400	484,000	422,200	391,200	360,300	329,400
	クウェート	880,000	850,000	793,600	763,900	719,300	644,900	570,500	496,200	436,700	406,900	377,200	347,500
	サウジアラビア	1,030,000	1,000,000	939,000	907,400	860,100	781,200	702,300	623,400	560,300	528,700	497,200	465,600
	シリア	780,000	760,000	713,900	688,900	651,500	589,100	526,700	464,300	414,400	389,500	364,500	339,600
	トルコ	840,000	810,000	760,400	731,200	687,300	614,300	541,300	468,200	409,800	380,600	351,400	322,200
	バーレーン	830,000	800,000	744,400	715,400	671,900	599,500	527,100	454,600	396,700	367,700	338,700	309,800
	ヨルダン	800,000	770,000	719,800	693,000	652,800	585,800	518,800	451,900	398,300	371,500	344,700	317,900
	レバノン	800,000	780,000	730,300	704,600	666,200	602,200	538,200	474,200	422,900	397,300	371,700	346,100
アフリカ	アルジェリア	860,000	830,000	778,400	750,800	709,500	640,700	571,900	503,000	448,000	420,400	392,900	365,400
	アンゴラ	990,000	960,000	908,000	879,300	836,200	764,400	692,600	620,800	563,400	534,600	505,900	477,200
	ウガンダ	910,000	880,000	831,300	804,000	763,100	695,000	626,900	558,800	504,300	477,000	449,800	422,500
	エジプト	710,000	650,000	610,200	588,800	556,700	503,200	449,700	396,300	353,500	332,100	310,700	289,300
	エスワティニ	750,000	730,000	680,800	655,900	618,700	556,600	494,500	432,500	382,800	358,000	333,100	308,300
	エチオピア	920,000	890,000	842,000	815,900	776,800	711,600	646,400	581,200	529,000	503,000	476,900	450,800
	エリトリア	1,220,000	1,180,000	1,115,900	1,080,400	1,027,300	938,700	850,100	761,500	690,700	655,200	619,800	584,400
	ガーナ	1,040,000	1,010,000	952,000	920,700	873,800	795,600	717,400	639,200	576,600	545,400	514,100	482,800
	カーボベルデ	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
	ガボン	1,130,000	1,090,000	1,026,600	991,600	939,000	851,300	763,600	676,000	605,800	570,800	535,700	500,700
	カメルーン	1,050,000	1,020,000	959,800	929,000	882,800	805,800	728,800	651,900	590,300	559,500	528,700	497,900

ガンビア	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
ギニア	1,240,000	1,210,000	1,138,100	1,101,800	1,047,300	956,500	865,700	774,900	702,200	665,900	629,600	593,300
ギニアビサウ	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
ケニア	860,000	840,000	788,100	761,000	720,300	652,500	584,700	516,900	462,600	435,500	408,400	381,300
コートジボワール	1,090,000	1,060,000	997,800	965,400	917,000	836,200	755,400	674,700	610,000	577,700	545,400	513,100
コモロ	920,000	890,000	845,500	819,300	780,000	714,400	648,900	583,300	530,900	504,600	478,400	452,200
コンゴ共和国	1,210,000	1,170,000	1,105,400	1,070,400	1,017,800	930,300	842,800	755,200	685,200	650,200	615,200	580,200
コンゴ民主共和国	1,210,000	1,170,000	1,105,400	1,070,400	1,017,800	930,300	842,800	755,200	685,200	650,200	615,200	580,200
サントメ・プリンシペ	1,130,000	1,090,000	1,026,600	991,600	939,000	851,300	763,600	676,000	605,800	570,800	535,700	500,700
ザンビア	730,000	700,000	666,500	644,800	612,200	557,800	503,500	449,100	405,600	383,900	362,100	340,400
シエラレオネ	1,040,000	1,010,000	952,000	920,700	873,800	795,600	717,400	639,200	576,600	545,400	514,100	482,800
ジブチ	1,110,000	1,080,000	1,018,000	984,900	935,200	852,400	769,600	686,800	620,600	587,400	554,300	521,200
ジンバブエ	1,130,000	1,100,000	1,036,100	1,003,100	953,500	870,900	788,300	705,700	639,600	606,500	573,500	540,500
スーダン	1,140,000	1,110,000	1,050,500	1,017,700	968,500	886,400	804,400	722,300	656,700	623,800	591,000	558,200
セーシェル	840,000	810,000	755,900	727,600	685,300	614,700	544,100	473,500	417,100	388,800	360,600	332,400
赤道ギニア	1,130,000	1,090,000	1,026,600	991,600	939,000	851,300	763,600	676,000	605,800	570,800	535,700	500,700
セネガル	1,050,000	1,010,000	956,100	924,700	877,500	798,900	720,300	641,700	578,800	547,300	515,900	484,500
ソマリア	860,000	840,000	788,100	761,000	720,300	652,500	584,700	516,900	462,600	435,500	408,400	381,300
タンザニア	840,000	820,000	774,900	749,900	712,400	649,900	587,400	524,900	474,900	449,900	424,900	400,000
チャド	1,050,000	1,020,000	959,800	929,000	882,800	805,800	728,800	651,900	590,300	559,500	528,700	497,900
中央アフリカ	1,050,000	1,020,000	959,800	929,000	882,800	805,800	728,800	651,900	590,300	559,500	528,700	497,900
チュニジア	680,000	660,000	619,700	597,200	563,500	507,300	451,100	394,900	349,900	327,500	305,000	282,500
トーゴ	1,090,000	1,060,000	997,800	965,400	917,000	836,200	755,400	674,700	610,000	577,700	545,400	513,100
ナイジェリア	940,000	920,000	869,800	844,200	805,800	741,800	677,800	613,900	562,700	537,100	511,500	485,900
ナミビア	780,000	750,000	709,900	685,100	647,900	585,900	523,900	461,900	412,300	387,500	362,700	338,000
ニジェール	1,090,000	1,060,000	997,800	965,400	917,000	836,200	755,400	674,700	610,000	577,700	545,400	513,100
ブルキナファソ	1,030,000	1,000,000	945,100	916,500	873,600	802,100	730,600	659,100	601,900	573,300	544,700	516,100
ブルンジ	820,000	790,000	749,900	725,900	689,900	629,900	569,900	509,900	461,900	437,900	413,900	390,000
ベナン	950,000	920,000	872,300	845,000	804,000	735,800	667,600	599,400	544,800	517,500	490,200	462,900
ボツワナ	780,000	760,000	714,800	690,600	654,300	593,800	533,300	472,900	424,500	400,300	376,100	351,900
マダガスカル	920,000	890,000	845,500	819,300	780,000	714,400	648,900	583,300	530,900	504,600	478,400	452,200
マラウイ	910,000	890,000	840,100	814,100	775,100	710,100	645,100	580,100	528,100	502,100	476,100	450,100
マリ	1,060,000	1,030,000	972,400	942,700	898,100	823,900	749,700	675,400	616,000	586,300	556,600	527,000
南アフリカ共和国	800,000	730,000	680,800	655,900	618,700	556,600	494,500	432,500	382,800	358,000	333,100	308,300
南スーダン	1,140,000	1,110,000	1,049,100	1,016,400	967,200	885,300	803,400	721,500	655,900	623,200	590,400	557,700
モーリシャス	790,000	770,000	720,900	695,600	657,800	594,700	531,600	468,500	418,100	392,800	367,600	342,400
モーリタニア	1,010,000	980,000	929,600	901,600	859,700	789,700	719,700	649,800	593,800	565,800	537,800	509,900
モザンビーク	870,000	850,000	801,900	777,400	740,700	679,500	618,300	557,100	508,200	483,700	459,200	434,800

	モロッコ	760,000	730,000	683,800	657,200	617,400	551,000	484,600	418,300	365,200	338,600	312,100	285,500
	リビア	750,000	730,000	692,500	671,600	640,300	588,000	535,800	483,500	441,700	420,800	399,900	379,000
	リベリア	1,040,000	1,010,000	952,000	920,700	873,800	795,600	717,400	639,200	576,600	545,400	514,100	482,800
	ルワンダ	820,000	790,000	749,900	725,900	689,900	629,900	569,900	509,900	461,900	437,900	413,900	390,000
	レソト	750,000	730,000	680,800	655,900	618,700	556,600	494,500	432,500	382,800	358,000	333,100	308,300

二　総領事館

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コルカタ	740,000	720,900	682,700	619,100	555,500	491,800	440,900	415,500	390,000	364,600
	チェンナイ	770,000	746,500	706,700	640,400	574,100	507,800	454,800	428,200	401,700	375,200
	ベンガルール	760,000	741,000	701,500	635,800	570,100	504,400	451,800	425,500	399,200	372,900
	ムンバイ	800,000	755,000	714,700	647,500	580,300	513,100	459,400	432,500	405,600	378,800
	スラバヤ	640,000	602,200	567,700	510,200	452,700	395,200	349,100	326,100	303,100	280,100
	デンパサール	580,000	558,800	525,100	469,000	412,900	356,800	311,900	289,400	267,000	244,500
	メダン	590,000	575,900	543,300	488,900	434,500	380,100	336,600	314,800	293,100	271,300
	チェンマイ	620,000	599,600	562,200	499,700	437,200	374,800	324,800	299,800	274,800	249,900
	済州	700,000	680,400	637,900	567,000	496,100	425,300	368,600	340,200	311,900	283,500
	釜山	700,000	647,500	607,100	539,600	472,200	404,700	350,700	323,800	296,800	269,800
	広州	800,000	743,200	696,700	619,300	541,900	464,500	402,500	371,600	340,600	309,700
	上海	880,000	820,400	769,200	683,700	598,200	512,800	444,400	410,200	376,000	341,900
	重慶	730,000	680,700	639,400	570,600	501,800	433,000	377,900	350,400	322,800	295,300
	瀋陽	740,000	689,600	647,800	578,000	508,300	438,500	382,700	354,800	326,900	299,000
	青島	740,000	685,700	642,800	571,400	500,000	428,600	371,400	342,800	314,300	285,700
	香港	1,030,000	959,400	899,400	799,500	699,600	599,600	519,700	479,700	439,700	399,800
	カラチ	820,000	773,600	738,400	679,700	621,000	562,300	515,300	491,800	468,300	444,900
	セブ	570,000	557,000	523,400	467,500	411,600	355,600	310,900	288,500	266,100	243,800
	ダバオ	570,000	557,000	523,400	467,500	411,600	355,600	310,900	288,500	266,100	243,800
	ダナン	560,000	540,100	507,900	454,100	400,300	346,600	303,600	282,100	260,600	239,100
	ホーチミン	650,000	608,200	571,500	510,200	448,900	387,700	338,600	314,100	289,600	265,100
	ペナン	600,000	580,900	544,600	484,100	423,600	363,100	314,700	290,500	266,300	242,100
大洋州	シドニー	710,000	656,900	615,800	547,400	479,000	410,600	355,800	328,400	301,100	273,700
	パース	670,000	644,400	604,100	537,000	469,900	402,800	349,100	322,200	295,400	268,500
	ブリスベン	700,000	648,000	607,500	540,000	472,500	405,000	351,000	324,000	297,000	270,000
	メルボルン	730,000	676,100	633,800	563,400	493,000	422,600	366,200	338,000	309,900	281,700
	オークランド	710,000	681,600	639,000	568,000	497,000	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000

北米	アトランタ	940,000	870,100	815,700	725,100	634,500	543,800	471,300	435,100	398,800	362,600
	サンフランシスコ	990,000	914,800	857,600	762,300	667,000	571,700	495,500	457,400	419,300	381,200
	シアトル	940,000	868,300	814,100	723,600	633,200	542,700	470,300	434,200	398,000	361,800
	シカゴ	980,000	912,000	855,000	760,000	665,000	570,000	494,000	456,000	418,000	380,000
	デトロイト	880,000	813,500	762,600	677,900	593,200	508,400	440,600	406,700	372,800	339,000
	デンバー	860,000	834,500	782,300	695,400	608,500	521,600	452,000	417,200	382,500	347,700
	ナッシュビル	920,000	855,100	801,700	712,600	623,500	534,500	463,200	427,600	391,900	356,300
	ニューヨーク	1,140,000	977,500	916,400	814,600	712,800	611,000	529,500	488,800	448,000	407,300
	ハガッニャ	800,000	773,800	725,400	644,800	564,200	483,600	419,100	386,900	354,600	322,400
	ヒューストン	900,000	838,400	786,000	698,700	611,400	524,000	454,200	419,200	384,300	349,400
	ボストン	990,000	921,800	864,200	768,200	672,200	576,200	499,300	460,900	422,500	384,100
	ホノルル	940,000	876,600	821,800	730,500	639,200	547,900	474,800	438,300	401,800	365,300
	マイアミ	890,000	823,900	772,400	686,600	600,800	515,000	446,300	412,000	377,600	343,300
	ロサンゼルス	1,000,000	926,900	869,000	772,400	675,900	579,300	502,100	463,400	424,800	386,200
	カルガリー	700,000	672,100	630,100	560,100	490,100	420,100	364,100	336,100	308,100	280,100
	トロント	760,000	710,800	666,300	592,300	518,300	444,200	385,000	355,400	325,800	296,200
	バンクーバー	780,000	724,100	678,800	603,400	528,000	452,600	392,200	362,000	331,900	301,700
	モントリオール	730,000	701,600	657,800	584,700	511,600	438,500	380,100	350,800	321,600	292,400
中南米	クリチバ	730,000	710,600	667,400	595,500	523,600	451,600	394,100	365,300	336,500	307,800
	サンパウロ	810,000	750,600	704,900	628,800	552,700	476,600	415,700	385,300	354,800	324,400
	マナウス	800,000	774,200	731,500	660,200	588,900	517,700	460,600	432,100	403,600	375,100
	リオデジャネイロ	830,000	772,800	727,600	652,300	577,000	501,700	441,500	411,400	381,300	351,200
	レシフェ	730,000	711,700	670,300	601,400	532,500	463,600	408,400	380,800	353,300	325,700
	レオン	790,000	759,700	713,500	636,400	559,400	482,300	420,700	389,800	359,000	328,200
欧州	ミラノ	780,000	720,400	675,300	600,300	525,300	450,200	390,200	360,200	330,200	300,200
	エディンバラ	830,000	797,200	747,300	664,300	581,300	498,200	431,800	398,600	365,400	332,200
	バルセロナ	710,000	688,300	645,300	573,600	501,900	430,200	372,800	344,200	315,500	286,800
	デュッセルドルフ	770,000	715,100	670,400	595,900	521,400	446,900	387,300	357,500	327,700	298,000
	ハンブルク	740,000	713,000	668,500	594,200	519,900	445,700	386,200	356,500	326,800	297,100
	フランクフルト	770,000	714,100	669,500	595,100	520,700	446,300	386,800	357,100	327,300	297,600
	ミュンヘン	740,000	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	ストラスブール	770,000	712,100	667,600	593,400	519,200	445,100	385,700	356,000	326,400	296,700
	マルセイユ	720,000	698,900	655,200	582,400	509,600	436,800	378,600	349,400	320,300	291,200
	ウラジオストク	670,000	631,400	595,700	536,200	476,700	417,200	369,500	345,700	321,900	298,100
	サンクトペテルブルク	670,000	650,200	612,700	550,200	487,700	425,200	375,100	350,100	325,100	300,100
	ハバロフスク	670,000	631,400	595,700	536,200	476,700	417,200	369,500	345,700	321,900	298,100
	ユジノサハリンスク	670,000	631,400	595,700	536,200	476,700	417,200	369,500	345,700	321,900	298,100

中東	ドバイ	890,000	855,400	801,900	712,800	623,700	534,600	463,300	427,700	392,000	356,400
	ジッダ	840,000	812,500	765,500	687,100	608,700	530,300	467,600	436,300	404,900	373,600
	イスタンブール	790,000	730,900	686,500	612,400	538,400	464,300	405,100	375,400	345,800	316,200

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	690,000	670,000	626,400	602,100	565,700	505,100	444,500	383,800	335,300	311,100	286,800	262,600
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,300,000	1,090,000	1,018,300	977,500	916,400	814,600	712,800	611,000	529,500	488,800	448,000	407,300
	モントリオール（国際民間航空機関）	810,000	780,000	730,900	701,600	657,800	584,700	511,600	438,500	380,100	350,800	321,600	292,400
欧州	ローマ（在ローマ国際機関）	800,000	780,000	722,600	693,700	650,400	578,100	505,800	433,600	375,800	346,900	318,000	289,100
	ウィーン（在ウィーン国際機関）	910,000	870,000	813,300	780,700	731,900	650,600	569,300	488,000	422,900	390,400	357,800	325,300
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	1,370,000	1,150,000	1,073,500	1,030,600	966,200	858,800	751,500	644,100	558,200	515,300	472,300	429,400
	（軍縮会議）	1,200,000	1,150,000	1,073,500	1,030,600	966,200	858,800	751,500	644,100	558,200	515,300	472,300	429,400
	パリ（経済協力開発機構）	890,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	（国際連合教育科学文化機関）	830,000	800,000	747,800	717,800	673,000	598,200	523,400	448,700	388,800	358,900	329,000	299,100
	ブリュッセル（欧州連合）	900,000	810,000	755,400	725,200	679,800	604,300	528,800	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200
	（北大西洋条約機構）	840,000	810,000	755,400	725,200	679,800	604,300	528,800	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200
アフリカ	アディスアベバ（アフリカ連合）	920,000	890,000	842,000	815,900	776,800	711,600	646,400	581,200	529,000	503,000	476,900	450,800
	ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	860,000	840,000	788,100	761,000	720,300	652,500	584,700	516,900	462,600	435,500	408,400	381,300

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

生産緑地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十四号

生産緑地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第九項及び第十七条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第八条第二項第一号又は第二号」を「第八条第二項第一号イ又はロ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年五月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の第六条第三号に掲げる行為（この政令の規定による改正後の同号に掲げる行為に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際既に着手していたものについては、生産緑地法第八条第一項、第四項、第六項及び第八項後段の規定は、適用しない。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

外国為替令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十五号

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「この項、次項」を「この条」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「、第二項又は第五項」に、「又は第四項」を「若しくは第四項の規定又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

第十七条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第二十五条第三項第二号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

第十七条第一項の次に次の一項を加える。

2　別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術を同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）は、法第二十五条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第十八条の二第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項又は第四項」に、「当該」を「これらの」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

3　別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第四十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

4　第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

第二条第一項第一号の五中「第四条第二項第二号ヘ」を「第四条第三項第二号ヘ」に改める。

第四条第一項ただし書中「貨物」の下に「（第二号ホに掲げる貨物を除く。）」を加え、同項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで並びに次項第一号及び第三号」に改め、同号イ中「第三号及び」を「第三号、第四号、次項第三号イ及び」に、「及び同号」を「、第三号、第四号及び次項第三号イ」に改め、同項第三号中「一六の項」を「一六の項（一）」に改め、「（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）」を削り、同号ハ中「ニにおいて同じ」を「ニ、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ」に改め、同項第四号中「別表第三に」を「別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ及びニのいずれの場合にも、又は同表に」に、「前号」を「同号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようとするとき。

二　次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ　外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ　航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ　国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ　本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ　無償で輸出すべきものとして無償で輸出した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三　前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ロ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第五条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「若しくは第一条第三項の規定」を加える。

第八条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「及び第一条第三項の規定」を加え、「許可及び」を「許可並びに」に改める。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	（一）　次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの 1　レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 2　金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン 3　旋盤 4　金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 5　研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械 6　平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械	全地域（別表第三に掲げる地域を除く。）
	7　レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 8　集積回路 9　航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品 10　羅針盤その他航行用機器 11　物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム 12　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器 （二）　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「外国為替令第十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改める。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○外務省令第九号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

外務大臣　岩屋　毅

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　大使館

号俸別月額 / 区分		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		1,365,700	1,354,700	1,343,700	1,332,700	1,321,700	1,310,700	1,299,700	1,288,700	1,277,700	1,266,700	1,255,700	1,244,700	1,233,700	1,222,700	1,211,700	1,200,700	1,189,700	1,178,700	1,167,700
国地域別	アジア																			
	大洋州																			
	北米																			
	中南米																			
	欧州																			
	中東																			
	アフリカ																			

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

							20号 1,156,700円
							21号 1,145,700円
							22号 1,134,700円
							23号 1,123,700円
							24号 1,112,700円
							25号 1,101,700円
							26号 1,090,700円
							27号 1,079,700円
							28号 1,068,700円
							29号 1,057,700円
							30号 1,046,700円
							31号 1,035,700円
							32号 1,024,700円
							33号 1,013,700円
							34号 1,002,700円
							35号 991,700円
							36号 980,700円
							37号 969,700円
							38号 958,700円
							39号 947,700円

| | | |

60号	61号	62号	63号	64号	65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号
円 716,700	円 705,700	円 694,700	円 683,700	円 672,700	円 661,700	円 650,700	円 639,700	円 628,700	円 617,700	円 606,700	円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700
																			キリバス マーシャル
								ハイチ				ベネズエラ		キューバ					ボリビア
																アイスランド ウクライナ			
							イエメン							イラク	アフガニスタン	サウジアラビア		イラン	
					エリトリア ギニア	コンゴ民主共和国		スーダン 南スーダン	ジンバブエ		ジブチ	モーリタニア	ブルキナファソ マリ	コートジボワール	アンゴラ ガーナ ガボン カメルーン	セネガル ナイジェリア		エチオピア ベナン マダガスカル マラウイ	モザンビーク

80号	81号	82号	83号	84号	85号	86号	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号
円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700	円 452,700	円 441,700	円 430,700	円 419,700	円 408,700	円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700	円 353,700	円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700
ミャンマー	パキスタン バングラデシュ 東ティモール			ネパール		インド	シンガポール	中華人民共和国 モルディブ モンゴル		カンボジア スリランカ	ラオス		ブルネイ		タイ 大韓民国 フィリピン	ベトナム	インドネシア マレーシア		
	ソロモン	パプアニューギニア		ミクロネシア	トンガ			パラオ	サモア	バヌアツ			フィジー	オーストラリア	ニュージーランド				
					アメリカ合衆国									カナダ					
	ニカラグア バルバドス ホンジュラス		グアテマラ	アルゼンチン ウルグアイ ドミニカ共和国	エルサルバドル コロンビア	エクアドル メキシコ	ジャマイカ ペルー	コスタリカ トリニダード・トバゴ		ブラジル	チリ パナマ	パラグアイ							
		スイス タジキスタン					アルバニア	カザフスタン ノルウェー ベラルーシ	英国 ジョージア ラトビア	オーストリア キルギス デンマーク ロシア	チェコ フィンランド	アルメニア オランダ スウェーデン モルドバ	スロバキア ドイツ フランス ベルギー リトアニア	アイルランド アゼルバイジャン イタリア ウズベキスタン バチカン ハンガリー ルクセンブルク	エストニア クロアチア スペイン スロベニア セルビア	キプロス ギリシャ ブルガリア ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル	ルーマニア	北マケドニア	
					イスラエル		クウェート レバノン	カタール シリア	アラブ首長国連邦	オマーン トルコ ヨルダン	バーレーン								
		ウガンダ	タンザニア	ケニア ルワンダ		アルジェリア リビア	ザンビア ボツワナ	ナミビア モーリシャス	セーシェル		南アフリカ共和国		エジプト チュニジア	モロッコ					

							100号 276,700円
							101号 265,700円
							102号 254,700円
							103号 243,700円
							104号 232,700円
							105号 221,700円
							106号 210,700円
							107号 199,700円
							108号 188,700円
							109号 177,700円
							110号 166,700円
							111号 155,700円
							112号 144,700円
							113号 133,700円
							114号 122,700円

二　総領事館

区分＼号別月額		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号
		円 1,365,700	円 1,354,700	円 1,343,700	円 1,332,700	円 1,321,700	円 1,310,700	円 1,299,700	円 1,288,700	円 1,277,700	円 1,266,700	円 1,255,700	円 1,244,700	円 1,233,700	円 1,222,700	円 1,211,700	円 1,200,700	円 1,189,700	円 1,178,700	円 1,167,700	円 1,156,700	円 1,145,700
国地の別	アジア																					
	大洋州																					
	北米																					
	中南米																					
	欧州																					
	中東																					
	アフリカ																					

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

							22号 1,134,700円
							23号 1,123,700円
							24号 1,112,700円
							25号 1,101,700円
							26号 1,090,700円
							27号 1,079,700円
							28号 1,068,700円
							29号 1,057,700円
							30号 1,046,700円
							31号 1,035,700円
							32号 1,024,700円
							33号 1,013,700円
							34号 1,002,700円
							35号 991,700円
							36号 980,700円
							37号 969,700円
							38号 958,700円
							39号 947,700円
							40号 936,700円
							41号 925,700円

							914,700円
							903,700円
							892,700円
							881,700円
							870,700円
							859,700円
							848,700円
							837,700円
							826,700円
							815,700円
							804,700円
							793,700円
							782,700円
							771,700円
							760,700円
							749,700円
							738,700円
							727,700円
							716,700円
							705,700円
							694,700円

42号	43号	44号	45号	46号	47号	48号	49号	50号	51号	52号	53号	54号	55号	56号	57号	58号	59号	60号	61号	62号

63号	64号	65号	66号	67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号				
683,700円	672,700円	661,700円	650,700円	639,700円	628,700円	617,700円	606,700円	595,700円	584,700円	573,700円	562,700円	551,700円	540,700円	529,700円	518,700円	507,700円	496,700円	485,700円	474,700円	463,700円				
																カラチ								
																					アトランタ			
																					シアトル			
																					ボストン			
																					ホノルル			

84号	85号	86号	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	102号	103号	104号
円 452,700	円 441,700	円 430,700	円 419,700	円 408,700	円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700	円 353,700	円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700	円 276,700	円 265,700	円 254,700	円 243,700	円 232,700
香港	ベンガルール	チェンナイ ムンバイ	コルカタ 瀋陽	上海 重慶	広州	青島				スラバヤ	チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	メダン ホーチミン	ダナン ペナン		デンパサール					
										シドニー ブリスベン メルボルン	パース オークランド									
デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク	サンフランシスコ シカゴ ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス								カルガリー トロント バンクーバー モントリオール											
	レオン	レシフェ		リオデジャネイロ		クリチバ サンパウロ														
					エディンバラ	サンクトペテルブルク		ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	マルセイユ	ミラノ バルセロナ									
	ジッダ				ドバイ		イスタンブール													

							105号	106号	107号	108号	109号	110号	111号	112号	113号	114号
							221,700円	210,700円	199,700円	188,700円	177,700円	166,700円	155,700円	144,700円	133,700円	122,700円

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

○経済産業省令第三十五号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可の手続等） **第一条**　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項又は輸出貿易管理令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者　別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通 二　令第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者　別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあっては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあっては、二通）	（許可の手続等） **第一条**　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者　別表第一で定める様式による輸出許可・承認申請書二通 二　輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者　別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあっては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあっては、二通）

改正後	改正前
三　法第四十八条第一項又は令第一条第三項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者　別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）二通 2～4　（略） （特別の許可及び承認の申請手続等） **第二条の二**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 一　法第四十八条第一項若しくは令第一条第三項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続 二　（略）	三　法第四十八条第一項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者　別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）三通 2～4　（略） （特別の許可及び承認の申請手続等） **第二条の二**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 一　法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続 二　（略）

別表第一を次のとおり改める。

別表第一

根拠法規	輸出貿易管理規則第１条第１項第１号
主務官庁	経　済　産　業　省

輸 出 許 可 申 請 書

※許　可　番　号	
※有　効　期　限	

経済産業大臣殿

申　請　者

氏名又は名称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の輸出の許可を｛外国為替及び外国貿易法第４８条第１項／輸出貿易管理令第１条第３項｝の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買　主　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 荷　受　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 需　要　者（貨物を費消し、又は加工する者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 仕　向　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　経　由　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 商品内容明細

商　品　名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第１ 貨物番号	単　位	数　量	価額 単　価	価額 総　額
				計		計

(ただし、数量及び総額が＿＿＿＿％増加することがある。)

※許可又は不許可

この輸出許可申請は、｛外国為替及び外国貿易法第４８条第１項／外国為替及び外国貿易法第６７条第１項／輸出貿易管理令第１条第３項／輸出貿易管理令第８条第２項｝の規定により

許可	する。
許可	しない。
次の条件を付して	許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日　　付＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　　格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏　面）

※通　　関

税関申告番号	商　品　名	船積数量	送状金額	積　出　港	通関月日	税関記名押印

注　(1)　※印の欄は、記入しないで下さい。
(2)　記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3)　需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
(4)　用紙の大きさは、Ａ列４番とします。

別表第一の三を次のとおり改める。

別表第一の三

根拠法規	輸出貿易管理規則第１条第１項第３号
主務官庁	経　済　産　業　省

輸 出 許 可・承 認 申 請 書

※許可・承認番号	
※有　効　期　限	

経済産業大臣殿

申　請　者

氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の輸出許可・承認を｛外国為替及び外国貿易法第４８条第１項／輸出貿易管理令第１条第３項｝及び輸出貿易管理令第２条第１項第１号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買　主　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 荷　受　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 需　要　者（貨物を費消し、又は加工する者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 仕　向　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　経　由　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 商品内容明細

商品名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第１貨物番号	輸出貿易管理令 別表第２貨物番号	単位	数量	価額 単価	価額 総額
					計		計

(ただし、数量及び総額が＿＿＿＿％増加することがある。)

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出許可・承認申請は、｛外国為替及び外国貿易法第４８条第１項／外国為替及び外国貿易法第６７条第１項／輸出貿易管理令第１条第３項／輸出貿易管理令第２条第１項第１号／輸出貿易管理令第８条第２項｝の規定により

許可・承認	する。
許可・承認	しない。
次の条件を付して	許可・承認する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日　付＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏　面）

※通　関

税関申告番号	商品名	船積数量	送状金額	積出港	通関月日	税関記名押印

注　(1)　※印の欄は、記入しないで下さい。
(2)　記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3)　需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
(4)　用紙の大きさは、A列４番とします。
(5)　この申請書は、輸出貿易管理令第２条第１項第２号に該当する場合には、使用できません。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書については、当分の間、この省令による改正前の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十六号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十四条の二　輸出令別表第一の一六の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第八四・五六項、第八四・五七項、第八四・五八項、第八四・五九項、第八四・六〇項又は第八四・六一項に該当するもの 二　関税率表第八五・二六項に該当するもの 三　関税率表第八五・四二項（第八五四・九〇号を除く。）に該当するもの 四　関税率表第八八〇二・六〇号、第八八・〇六項又は第八八・〇七項（第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの 五　関税率表第九〇一四・二〇号又は第九〇一四・八〇号に該当するもの 六　関税率表第九〇二七・五〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三二号又は第九〇三〇・三九号に該当するもの	（新設）

第二十八条　外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税率表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

附　則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十七号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定に基づき、並びに同令の規定を実施するため、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可の手続等） **第一条**　経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者　別紙様式第三による役務取引許可申請書 イ　法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十七条第二項若しくは第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者 ロ　（略） 三の二　令第十七条第三項又は第四項の規定により法第二十五条第三項第一号又は第二号に定める行為をすることについて許可の申請をする者　別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書 四　（略） 2・3　（略）	（許可の手続等） **第一条**　経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者　別紙様式第三による役務取引許可申請書 イ　法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者 ロ　（略） 三の二　令第十七条第二項の規定により法第二十五条第三項第一号に定める行為をすることについて許可の申請をする者　別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書 四　（略） 2・3　（略）

（有効期間の延長の手続等）

第二条　法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期間は、その許可をした日から六月とする。

2～5　（略）

（特別の許可の申請手続等）

第七条　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一　法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続

二・三　（略）

（許可を要しない役務取引等）

第九条　令第十七条第三項及び第四項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

一　（略）

二　法第二十五条第一項又は令第十七条第二項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為

2　令第十七条第八項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一～六　（略）

七　前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術であって、輸出令別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを提供することを目的とする取引のうち、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者又は輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ・ロ　（略）

ハ　その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ　（略）

八　第六号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術であって、輸出令別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを提供することを目的とする取引のうち、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電機通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者若しくは輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、ロ及びニのいずれの場合にも、又は輸出令別表第三の二に掲げる地

（有効期間の延長の手続等）

第二条　法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期間は、その許可をした日から六月とする。

2～5　（略）

（特別の許可の申請手続等）

第七条　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一　法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続

二・三　（略）

（許可を要しない役務取引等）

第九条　令第十七条第三項及び第四項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

一　（略）

二　法第二十五条第一項又は令第十七条第二項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為

2　令第十七条第八項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一～六　（略）

七　前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術であって、輸出令別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを提供することを目的とする取引のうち、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ・ロ　（略）

ハ　その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ　（略）

八　削除

域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国において居住者若しくは輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ　その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ　その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ　その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ　その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

九～十三　（略）

十四　プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの

イ　令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引のうち、第七号イからニまでのいずれにも（輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）若しくは輸出令別表第三掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号ロ若しくはニのいずれにも、又は輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）若しくは輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イ、ロ若しくはニのいずれにも）該当しないもの

（一）・（二）　（略）

ロ～ヘ　（略）

十五・十六　（略）

3　（略）

（経済産業大臣に対する税関長の通知）

第十二条　税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第三項又は第四項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一～三　（略）

四　前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号、令第十七条第三項又は第四項の規定による許可に係る許可番号その他税関長への輸出の申告に係る事項

九～十三　（略）

十四　プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの

イ　令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

（一）・（二）　（略）

ロ～ヘ　（略）

十五・十六　（略）

3　（略）

（経済産業大臣に対する税関長の通知）

第十二条　税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第二項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一～三　（略）

四　前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号、令第十七条第二項の規定による許可に係る許可番号その他税関長への輸出の申告に係る事項

別紙様式第３を次のとおり改める。

別紙様式第3（第1条関係）

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経　済　産　業　省

役　務　取　引　許　可　申　請　書

経済産業大臣　殿

申　請　者
氏名又は名称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所・居所
又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

1．取引の概要
(1)取引の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)取引の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(3)役務取引期間＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(4)利用する者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(5)利用する者の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(6)役務の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(7)取引の相手方が技術情報を受領する場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．支払等の関係
(1)（△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領）の別
(2)支払等の金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(3)支払等の時期＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(4)支払等の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(5)支払等の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記申請は、
｛外国為替及び外国貿易法第25条第　項の規定により
外国為替令第17条第2項の規定により
外国為替令第18条第4項の規定により
外国為替令第18条の3第2項の規定により｝

許可	する。しない。

｛外国為替及び外国貿易法第25条第　項及び第67条第1項の規定により
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定により
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条第4項の規定により
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条の3第2項の規定により｝

下記の条件を付して許可する。

条　件

経済産業大臣の記名押印
資　格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）

注意
1　※印のある欄は記入しないこと。
2　「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
3　△印のうち不必要なものは抹消すること。
4　外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役務取引許可申請については「2.支払等の関係」欄は記載する必要はない。
5　「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所（当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他）を記入すること。
6　記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
7　用紙の大きさはA列4版とすること。
8　「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄
（外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。）

送金（又は受領）年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

別紙様式第３の２を次のとおり改める。

別紙様式第３の２（第１条関係）

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

特定記録媒体等輸出等許可申請書

経済産業大臣　殿

申請者
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

輸出等の概要

(1)取引の相手方の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)取引の相手方の住所・居所又は所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)特定記録媒体等の仕向地又は技術情報が受信される外国 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)技術の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5)特定記録媒体等の種類又は国外技術送信の手段 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記申請は、

外国為替令第17条第３項・第４項の規定により	許可	する。しない。
外国為替及び外国貿易法第67条第１項及び外国為替令第17条第３項・第４項の規定により	下記の条件を付して許可する。	

条件

経済産業大臣の記名押印

資格 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）

注意

1　※印のある欄は記入しないこと。

2　「取引の相手方」についての欄は、取引の相手方が確定していない場合は予定されている相手方を、具体的に予定されていない場合「未定」と記入すること。

3　記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。

4　用紙の大きさはA列４版とすること。

5　「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

税関の記載欄

税関申告番号	特定記録媒体等の種類	積出港	通関年月日	税関記名押印

別紙様式第６の２を次のように改める。

別紙様式第６の２（第１条の２関係）

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経　済　産　業　省

役　務　取　引　許　可　証

許可番号
有効期限

条　件

経済産業大臣の記名押印　　資格
日付　　記名押印

１．申請者
　　名称　　申請年月日
　　住所　　役職
　　担当者氏名　　氏名
　　電話番号　　部署名
２．取引の概要
契約相手氏名
　　住所
　　契約期間　　始期　　終期
　　提供時期
利用者氏名
　　住所
　　該当項番　　外為令※１別表項番
　　貨物等省令※２項番
　　技術内容
　　提供方法
　　提供数量
有償無償の別　　（A支払、B支払の受領、C支払及びD支払の受領）の別
　　支払等金額　　建値　　貨物代金への挿入の有無
　　支払等時期
　　支払人等氏名
　　住所
取引の相手方が技術情報を受領する場所

備　考

※１　外国為替令　※２　輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

附　則

（施行期日）

１　この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式３及び別紙様式３の２による申請書については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式３及び別紙様式３の２による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十八号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

附　則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十九号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を次のように改正する。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第三項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借

又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行おうとする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

附　則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第四十号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表に掲げる場合を除く。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは当該貨物の輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。
一　その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。	（新設）
二　その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の	

項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）	
三　その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）	（新設）
（削る）	一　当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合
（削る）	二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
（削る）	三　自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
（削る）	四　自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
（削る）	五　自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	十　自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
（削る）	十二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合
（削る）	十三　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十四　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十五　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十六　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合

十七　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十八　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十九　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

（削る）

別表

一　当該輸出貨物を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

イ　（略）

（1）・（2）　（略）

ロ・ハ　（略）

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三　自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

（新設）

四　自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

（新設）

五　自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

（新設）

六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

（新設）

二十　令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合

別表

（新設）

一　（略）

1・2　（略）

二・三　（略）

（新設）

七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（新設）
八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（新設）
九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（新設）
十　自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（新設）
十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（新設）
十二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
十三　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
十四　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
十五　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
十六　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合	（新設）
十七　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
十八　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
十九　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）
二十　令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合	（新設）

附　則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第四十一号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第八項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあっては、取引又は輸出を行うに当たっては、第一条第二号イからリまでの規定は、適用しない。	**第四条**　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあっては、取引又は輸出を行うに当たっては、第一条第二号イからリまでの規定は、適用しない。
附　則 （施行期日） この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。	

法規的告示

○経済産業省告示第五十四号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第八百十号（輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。 1　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第三項に基づく輸出の許可を受けた貨物 2　輸出貿易管理令第二条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。） 3　（略）	一　輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。 1　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項に基づく輸出の許可を受けた貨物 2　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。） 3　（略）

○経済産業省告示第五十五号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定める。 なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（1から9までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 1～9　（略） 10　外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であって、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの（我が国が締結した条約を履行するために許可を要するものを除く。） 二　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。 なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。 一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 1～9　（略） （新設） 二　（略）
附　則 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号の改正規定以外の改正規定については、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。	

○経済産業省告示第五十六号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。 なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。 別表 一　（略） 二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等 三　（略）	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第四号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。 なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。 別表 一　（略） 二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等 三　（略）

○経済産業省告示第五十七号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百六十号（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。 一　（略）	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号の規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。 一　（略）

二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等	二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等
三　（略）	三　（略）

○経済産業省告示第五十八号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定める。 輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物 輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。 一～三十六　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項及び別表第七の六の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十六年五月十七日から施行する。 輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物 輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。 一～三十六　（略）

○経済産業省告示第五十九号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表一に掲げる場合はこの限りでない。 一　その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号ハ及び第四号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成二十年十一月一日から施行する。 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 （新設）
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号の二ハ及び第四号ハの規定に基づき、経済産業	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三

の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人（以下「相手方等」という。）から連絡を受けたとき。		
二　その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）。	（新設）	
三　その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書等のうち別表二に掲げるものにおいて、当該技術を利用する者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術を利用する者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨相手方等から連絡を受けたとき（当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）。	（新設）	
（削る）	（新設）	
一　当該技術を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行おうとする者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者又はこれらの代理人から連絡を受けている場合	（削る）	
二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（削る）	
三　自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（削る）	
四　自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（削る）	
五　自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
十　自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合	（削る）	
十二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（削る）	

（削る）

十三　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

（削る）

十四　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

（削る）

十五　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

（削る）

十六　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

（削る）

十七　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

（削る）

十八　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

（削る）

別表一

一　当該技術を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、取引を行おうとする者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨相手方等から連絡を受けている場合

イ　（略）

（1）・（2）　（略）

ロ・ハ　（略）

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

三　自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

四　自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十九　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

二十　令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために役務の提供を行う場合

別表

（新設）

一

（略）

1・2　（略）

二・三　（略）

（新設）

（新設）

五　自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
十　自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して役務の提供を行う場合	（新設）	
十二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
十三　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
十四　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
十五　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
十六　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合	（新設）	
十七　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
十八　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
十九　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	
二十　令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために役務の提供を行う場合	（新設）	

別表二

一　その取引に関し、相手方等から入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書等	（新設）
二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等	
三　前二号に掲げるもののほか、その取引に際して、取引を行おうとする者がその内容を確認した文書等	

○経済産業省告示第六十号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第二号の二から第二号の六関係） 一・二　（略） 三　貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、以下のいずれかに該当するものを提供する取引 イ　貨物の輸出において、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第三項の規定が適用されるもののうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴ってする取引において提供されるもの ロ　（略） 四　（略）	別表第二（第二号の二から第二号の六関係） 一・二　（略） 三　貨物の使用の技術のうち、据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、以下のいずれかに該当するものを提供する取引 イ　貨物の輸出において、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第二条第一項の規定に基づき輸出の承認を取得したもの又は輸出令第四条第二項の規定が適用されるもののうち、当該貨物を輸出する者が当該輸出に直接伴ってする取引において提供されるもの ロ　（略） 四　（略）

○経済産業省告示第六十一号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第百六十七号（輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。 輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。 一・二　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十四年七月十九日から施行する。 輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づく一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令第四条第二項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。 一・二　（略）

○経済産業省告示第六十二号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成二十九年経済産業省告示第二百六十三号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項㈠に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。 なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。 輸出貿易管理令第四条第三項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第三項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略）	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から施行する。 なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。 輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づく別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略）

○経済産業省告示第六十三号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略） イ　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。）第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する取引	一　（略） イ　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。）第九条第二項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する取引
ロ　専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの 二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。 イ　電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの （一）～（五）（略） （六）巨大磁気抵抗効果又はトンネル磁気抵抗効果を利用するセンサーにおける、当該巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を生ずる素子、当該素子周辺の磁気回路又は当該磁気回路を制御するための構成物（当該素子と一体となっているものに限る。）の設計又は製造に係る技術 ロ～ニ　（略） ホ　金属製品の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの （一）スポンジチタンの製造に係る技術（マグネシウム還元法により塩化チタンからチタンを分離する工程において圧力若しくは温度を制御する技術又は当該チタンを破砕し梱包する工程に係る技術に限る。） ヘ　蓄電池及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	ロ　専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの 二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。 イ　電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの （一）～（五）（略） （新設） ロ～ニ　（略） （新設）

（一）リチウムイオン電池の正極集電体又は負極集電体と活物質等を固定又は結合させる目的で使用される物質（ポリフッ化ビニリデン、スチレンブタジエンゴム又はポリアクリル酸を主成分とするものに限る。）の設計又は製造に係る技術

（二）リチウムイオン電池の材料として使用される硫化物固体電解質であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術

1　当該硫化物固体電解質がガラス状態の場合にあっては、室温下でリチウムイオン伝導度が〇．一ミリジーメンス毎センチメートル以上のもの

2　当該硫化物固体電解質が結晶化ガラス状態又は結晶化状態の場合にあっては、室温下でリチウムイオン伝導度が一ミリジーメンス毎センチメートル以上のもの

（三）リチウムイオン電池のセパレータの製造に用いられる二軸押出機の部分品のうち、スクリュー構成の設計又は製造に係る技術

附　則

この告示は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。ただし、第二号の改正規定（イ（六）、ホ及びヘを加える改正規定に限る。）については、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

その他告示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日から北朝鮮籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を、また、平成二十八年二月二十日から、外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、同年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたものの入港を禁止する措置を、同年四月二日から、国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（ｄ）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（北朝鮮籍の全ての船舶及び同年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認された外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）を除く。以下「関連決定等に基づき凍結等の措置の対象とされた船舶」という。）の入港を禁止する措置を、同年十二月十日から、日本の国籍を有する船舶のうち、同年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（関連決定等に基づき凍結等の措置の対象とされた船舶を除く。）の入港を禁止する措置をそれぞれ実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年十月十九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年四月十一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年十月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十一年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十二年四月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十三年四月五日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十四年四月三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十五年四月五日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十七年三月三十一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年二月十九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年四月一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年十二月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十九年四月七日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成三十一年四月九日閣議決定）「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和三年四月六日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和五年四月七日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四　入港禁止の期間」中、「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

宮城県石巻市前谷地字横須賀二四番地一

株式会社こいわ商店

代表清算人　伊藤　克寿

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

秋田県由利本荘市川口字大覚一八二番地

公益財団法人由利学生寮

代表清算人　野口　豊正

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿三〇五番地の一

アピーネ合同会社

清算人　阿部　淳子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目八番地四号

特定非営利活動法人コネクト埼玉

清算人　由布　隆

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県八潮市緑町一丁目一七番地一九

有限会社あいづフラワー

清算人　湊　文明

解散公告

当法人は、社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県越谷市大字弥十郎四六八番地一越谷弥十郎坎前住宅一〇七

特定非営利活動法人エルミタージュ

清算人　猪狩　孝行

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県さいたま市岩槻区古ケ場二丁目一〇番地一五

株式会社日機送

代表清算人　大橋　裕之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県熊谷市瀬南一七六番地

特定非営利活動法人ゆめたまご

清算人　神尾　拓海

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県新座市野寺二丁目一〇番一八号

トータルリソースデベロップメント株式会社

代表清算人　本田　博夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県銚子市諸持町八六一番地

株式会社レインボーヒルズカントリークラブ

代表清算人　飯山　穣二

解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県柏市布施一三二八番地

特定非営利活動法人三愛あけぼの

清算人　成嶋奈緒美

解散公告

当法人は、地方自治法第二六〇条二〇の規定により、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県木更津市清見台南四丁目五番地

清見台南四丁目町内会

代表清算人　加藤　慎司

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

ＪＭＪ　ＳＡＦ投資合同会社

代表清算人　丸紅株式会社

職務執行者　幾島　渉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都世田谷区弦巻五丁目三三番二三―五〇一号

株式会社アイブレス

代表清算人　伊東　徹

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都中央区新川一丁目二三番一号

株式会社ゴルフジョイ

代表清算人　坂本　浩昭

解散公告

当社は、令和七年三月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都新宿区中井二丁目一一番五号

プログレッション・エネルギー日本合同会社

清算人　久保　敏秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都文京区本郷三丁目三九番四号

フクダニューロテック株式会社

代表清算人　川村　誠一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都文京区音羽一丁目三番八号

株式会社江戸商事

代表清算人　小山　真三

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都港区赤坂二丁目一七番五五号

ＤＥＮＢＡ　ＷＥＬＦＡＲＥ株式会社

代表清算人　盛　　杰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区永田町二丁目一七番一七号

ＡｉＯＳ永田町五一〇

ＳＴＪ　Ａｄｖｉｓｏｒｓ株式会社

代表清算人　ウェルズ・クリスト

ファー・ジョン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一八番一一―四二八号サンモール道玄坂

東京マークス不動産株式会社

代表清算人　水谷　俊哉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番一一号

ＮＰＯ法人日本スマートドライバー機構

代表清算人　小山　薫堂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都渋谷区広尾一丁目九番一六号

伊藤義ビル有限会社

代表清算人　伊藤ひとみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階

Ｊｅｗｅｌ株式会社

代表清算人　児玉　健作

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日付けで解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年四月九日

東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内

Ｃｙｔｏｒｉ　ＭＢＯ有限責任事業組合

清算人　堀江　聡寧

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｓｔｏｎｅｒｉｄｇｅ Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　ルーカス・オリバーフロスト

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都新宿区新宿五―三―四―四〇四

株式会社ワイケイ

代表清算人　姜　善　惠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都台東区台東四丁目一八番七号シモジンビルディング八階

Ｌｉｇｈｔｈｏｕｓｅ Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　ルーカス・オリバーフロスト

解散公告

当社は、令和七年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都港区南青山二丁目二番一五―八二五号

ニューマウント株式会社

代表清算人　鈴木　大亮

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都文京区本駒込二丁目一〇番四号四季ビル千石一階

水野エムアンドエム株式会社

代表清算人　瀬川安紀子

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番五号七〇四号室アークアウトソーシング株式会社内

ＷＸ　ＣＡＰＩＴＡＬ合同会社

清算人　ウェイシュアン・リウ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都中央区日本橋室町一丁目二番六号

日本橋大栄ビル七階

ＺｅｒｏＥｍｉｓｓｉｏｎｓ株式会社

代表清算人　シャルマ・ヴィクラント

解散公告

当社は、令和七年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

神奈川県横浜市磯子区磯子八丁目八番二四―四号

株式会社湘南デント

代表清算人　安部　恵美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

新潟県長岡市花園東一丁目一七八番地二九

株式会社ポラリス

代表清算人　加藤　雅弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

富山市二口町一丁目九番地三

青鳥寺有限会社

清算人　池田　司朗

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

富山市上袋六六二番地

合同会社成永

清算人　岩﨑　貞夫

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

石川県金沢市近岡町三〇九番地

株式会社アルプ再生医療研究所

代表清算人　古賀　美純

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉五五四三番地四

一般社団法人日本コーヒー調合師協会

代表清算人　松本　祐樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

岐阜県本巣市石神四二一番地一

有限会社三宅建設

清算人　三宅　幹男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

岐阜県岐阜市須賀四丁目一六番二〇号

株式会社ケイエスケイ

代表清算人　小阪　太郎

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

静岡県御殿場市大坂二一六番地の五モンブラン大坂二〇五

クリーンサービス合同会社

清算人　富川　勉

解散公告

当法人は、令和七年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

愛知県知多郡武豊町字西門二九番の一

特定非営利活動法人ギガスター

清算人　間瀬　康文

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

三重県津市芸濃町岡本四〇一番地

オーパサービス有限会社

清算人　岡本　均

解散公告

当社は、令和七年三月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

三重県四日市市中川原二丁目五番二二号

ミエラク経営サポート合同会社

清算人　田中　保憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

滋賀県甲賀市土山町徳原二一番地一

合同会社Ｒｕｌｙ

清算人　金岡　優依

解散公告

当社は、令和六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

京都市山科区音羽前出町二九番地の一

ファインフラッツ山科音羽四〇六

有限会社アロー

清算人　小矢　重宏

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪府池田市建石町七番一三号

新建株式会社

代表清算人　西垣　健三

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪府池田市渋谷一丁目六番一四号

株式会社ビーザム

代表清算人　中本　渉

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪市西区九条南三丁目六番九号

杉本有限会社

清算人　杉本　英夫

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪市中央区南船場四丁目一一番九号

株式会社モア・コーポレーション

代表清算人　吉田　泉

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪市浪速区敷津西一丁目五番一三号

有限会社スイング

清算人　山室　冴子

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪市淀川区塚本二丁目二二番一四号

株式会社キンキ・コーポレーション

代表清算人　村上　義弘

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪市北区末広町三番一一号

株式会社近畿興産

代表清算人　村上　義弘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

大阪市北区天満四丁目一六番一九号二〇二号室　株式会社ファシリティーサービセス

代表清算人　中口みさえ

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

兵庫県川西市けやき坂二丁目五六番六号

合同会社ＨＹコーポレーション

清算人　大西　弘

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

兵庫県伊丹市西台一丁目五番二一号

伊丹くれたけビル株式会社

代表清算人　滝山　昌彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

奈良県大和郡山市長安寺町一四五番地一二

有限会社彩美

清算人　本多　金市

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

和歌山市岩橋八九〇番地の一

株式会社後藤武治商店

代表清算人　後藤　武治

解散公告

当法人は、令和七年三月十六日開催の社員総会の決議をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

鳥取県米子市彦名町四五五四番地の一

特定非営利活動法人よなご環境学習推進フォーラム

清算人　末吉　孝博

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

島根県松江市宍道町上来待二〇六番地五

株式会社きまち湯治村

代表清算人　勝部　晴海

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

岡山県倉敷市鶴形二丁目六番三号

中野電器株式会社

代表清算人　中野　有一

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

福岡県田川市上本町一番四三号サンライズ恵比須二Ｆ

株式会社ＧＲＩＴ

代表清算人　嶋津　雅彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

福岡市博多区博多駅前三丁目二八―三

株式会社日本リメイク

代表清算人　藤　民子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野三七六八番地

有限会社ファッションステージフクナガ

清算人　福永　良昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手一八一四番地二

有限会社ロイヤル健水

清算人　伊東　政澄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

長崎県佐世保市瀬戸越四丁目九番二一号

株式会社ハピネス

代表清算人　東　悦子

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

北海道苫小牧市花園町四丁目二番五号

医療法人社団メモリアル整形外科

清算人　竹ヶ原信之

解散公告（第一回）

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

福島県伊達郡桑折町大字万正寺字古釈迦堂二四番地　宗教法人中屋敷観音堂

清算人　弁護士　大河内敬子

連絡先　福島県福島市北五老内町一番三号　福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十六日開催の理事会の決議及び令和七年三月十七日に栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

栃木県大田原市本町一丁目二八〇五番地三号　職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社　清算人　相馬　憲一

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県草加市金明町六六五番一〇　医療法人山本歯科

清算人　山本　英夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十三日に認証書が到達し解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

埼玉県八潮市鶴ケ曽根六二五番地　宗教法人御嶽山大教

清算人　清水　忠一

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月二十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都東村山市恩多町一丁目四〇番地三　医療法人社団エバークリーン会

清算人　井上久美子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十四日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区神田神保町一―一〇五旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内　日興パレス白金マンション建替組合

代表清算人　安保　伸一

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都葛飾区立石七丁目三番四号水沢ビル一階　医療法人社団おもいやりステーション

清算人　李　栄浩

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月十八日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林一番地一　幸田深溝里土地区画整理組合

清算人代表　金子　一元

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月二十五日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

三重県鈴鹿市平田新町二番二号　医療法人松尾会

清算人　松尾　幹雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月二十二日開催の役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

愛媛県宇和島市桝形町一丁目二番四号　宗教法人太霊教

清算人　水口　秀昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

札幌市清田区清田一条四丁目五番三〇号　医療法人社団清田小児科医院

清算人　三戸　和昭

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

神奈川県横須賀市汐入町二丁目七番地一　山下ビル二Ｆ　医療法人社団森誠会

清算人　森塚　俊彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県船橋市山野町一〇三番地一　西船橋住宅管理組合法人

清算人　田野　毅

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

千葉県市原市瀬又九六二番地の三三　誉田第二造成地等共有施設団地管理組合法人

清算人　岡田　繁

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都中央区月島三丁目二七番一五サンシティ銀座ＥＡＳＴ二階　医療法人社団平静の会

清算人　西﨑　直人

第24期決算公告

令和７年３月19日

千葉県袖ケ浦市中袖22―２

株式会社イースクエア

代表取締役　今野　忠

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,293,997
	固定資産	470,718
	合計	1,764,716
負債及び純資産の部	流動負債	440,303
	固定負債	5,736
	株主資本	1,318,675
	資本金	490,000
	利益剰余金	828,675
	その他利益剰余金	828,675
	（うち当期純利益）	(18,222)
	合計	1,764,716

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

石川県白山市向島町四九三番地三

農事組合法人松南園芸組合

清算人　北　芳徳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

三重県鈴鹿市飯野寺家町五八番地の一

医療法人徳徳会

清算人　廣瀬　和徳

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

兵庫県芦屋市業平町六番三一号

医療法人社団芦屋橋本クリニック

清算人　橋本　裕美

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年二月二十一日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

奈良県磯城郡田原本町一六〇番の二

田原本駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　寺井　孝雄

第19期決算公告　　令和７年４月９日

東京都港区東新橋二丁目14番１号

ＤＯＴワールド株式会社

代表取締役　飯島　寛子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	263,949
	固定資産	12,888
	資産合計	**276,837**
負債及び純資産の部	流動負債	119,251
	賞与引当金	15,663
	固定負債	30,186
	退職給付引当金	30,186
	株主資本	127,400
	資本金	15,000
	利益剰余金	112,400
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	108,650
	（うち当期純損失）	(143,135)
	負債・純資産合計	**276,837**

第 55 期 決 算 公 告

令和７年３月25日

埼玉県幸手市大字上吉羽字天神74番地
幸手都市ガス株式会社
代表取締役社長　金子　卓司

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	1,532,463	固定負債	650,254
流動資産	505,677	（退職給付引当金）	(112,232)
		（ガスホルダー修繕引当金）	(10,502)
		流動負債	516,545
		株主資本	871,340
		資本金	80,000
		利益剰余金	791,340
		利益準備金	22,000
		その他利益剰余金	769,340
		（うち当期純利益）	(48,105)
資産合計	**2,038,141**	**負債・純資産合計**	**2,038,141**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年４月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①楽天カード株式会社　②東京都知事(2)102615　③代表取締役　穂坂雅之　④東京都港区南青山二丁目６番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南青山二丁目６番21号　楽天カード株式会社　代表取締役　中村晃一

①三井不動産リアルティ株式会社　②国土交通大臣(5)777　③代表取締役　遠藤靖　④廃止した従たる事務所　千葉県千葉市中央区南町２―13―１　廃止した従たる事務所　東京都多摩市落合１―９―３　セゾン・ド・大貫３Ｆ　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市青葉区あざみ野１―10―28　プロスパあざみ野第２ビル　廃止した従たる事務所　神奈川県横須賀市大滝町２―20　三笠ビル商店街　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市守山区小幡南２―２―１　廃止した従たる事務所　三重県四日市市諏訪町４―５　四日市諏訪町ビル　廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市東灘区住吉本町３―４―13　⑤3500万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　三井不動産リアルティ株式会社　代表取締役　遠藤靖

①合同会社ムトウ土地　②愛知県知事(1)24214　③代表社員　武藤真実　④愛知県愛知郡東郷町大字春木字西前5975番地１　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県愛知郡東郷町大字春木字西前5975番地１　合同会社ムトウ土地　代表社員　武藤真実

第 27 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
マーケティングパートナー株式会社
代表取締役社長　権田　真司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	570,480
	固定資産	187,544
	合計	758,025
負純資債及産びの部	流動負債	581,167
	固定負債	12,638
	株主資本	164,220
	資本金	10,000
	利益剰余金	154,220
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	151,720
	（うち当期純利益）	(48,452)
	合計	758,025

第 25 期 決 算 公 告

2025年４月９日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ＳＢＳスタッフ株式会社
代表取締役社長　渡辺　長則

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,214,621
	固定資産	265,898
	合計	1,480,519
負純資債及産びの部	流動負債	1,214,256
	固定負債	9,701
	株資主本	256,561
	資本金	70,000
	利益剰余金	186,561
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	169,061
	（うち当期純利益）	(1,115)
	合計	1,480,519

第 11 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
グローバルペットニュートリション株式会社
代表取締役社長　権田　真司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	529,659
	固定資産	6,722
	合計	536,382
負純資債及産びの部	流動負債	292,276
	株主資本	244,105
	資本金	10,000
	利益剰余金	234,105
	その他利益剰余金	234,105
	（うち当期純利益）	(16,801)
	合計	536,382

第 54 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
株式会社ユニバーサルメタル
代表取締役社長　上田　裕彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	314,249
	固定資産	1,112,722
	合計	1,426,971
負純資債及産びの部	流動負債	177,315
	固定負債	552,183
	株主資本	697,473
	資本金	50,000
	利益剰余金	647,473
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	637,473
	（うち当期純損失）	(102,774)
	合計	1,426,971

第 21 期決算公告

令和７年４月９日
東京都千代田区一番町17番６号
株式会社ベーシック
代表取締役　秋山　勝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	913,345
	固定資産	124,908
	合計	1,038,254
負純資債及産びの部	流動負債	277,850
	固定負債	383,658
	株主資本	376,744
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,512,031
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	1,412,031
	利益剰余金	△1,145,286
	その他利益剰余金	△1,145,286
	（うち当期純損失）	(162,536)
	合計	1,038,254

第 5 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社Ｈ＆Ｒアセットソリューションズ
代表取締役　松本　兼助

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,456
	固定資産	629
	資産合計	43,085
負純資債及産びの部	流動負債	15,733
	負債合計	15,733
	株主資本	27,352
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,352
	その他利益剰余金	17,352
	（うち当期純利益）	(2,214)
	純資産合計	27,352
	負債・純資産合計	43,085

第10期決算公告

令和７年４月９日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

一般社団法人ＧＤ仙台第一

代表理事　本郷　雅和

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	976,826
	固定資産	30,000
	合計	1,006,826
負純資産及び部	流動負債	64,100
	基金等	942,726
	基金	10,187,200
	利益剰余金	△9,244,474
	その他利益剰余金	△9,244,474
	合計	1,006,826

第６期決算公告

令和７年４月９日

徳島県板野郡北島町高房字居内１番地１

大塚ビジネスサポート株式会社

代表取締役　大石　朋典

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,320,781
	固定資産	1,297,142
	合計	2,617,923
負純資産及び部	流動負債	1,774,312
	固定負債	50,877
	株主資本	792,733
	資本金	25,000
	資本剰余金	121,760
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	96,760
	利益剰余金	645,973
	その他利益剰余金	645,973
	（うち当期純利益）	（335,756）
	合計	2,617,923

第４期決算公告

令和７年４月９日

東京都渋谷区東一丁目32番12号

イグニション・ポイント ベンチャーパートナーズ株式会社

代表取締役　田代　友樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	62,657
	固定資産	89,427
	投資その他の資産	89,427
	資産合計	152,084
負純資産及び部	流動負債	125,683
	株主資本	26,401
	資本金	2,000
	利益剰余金	24,401
	その他利益剰余金	24,401
	（うち当期純利益）	（25,590）
	負債・純資産合計	152,084

第78期決算公告

令和７年３月21日

千葉県市原市八幡海岸通５番地４

赤星工業株式会社

代表取締役　伊藤　広一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,410,396
	固定資産	2,285,239
	合計	4,695,635
負純資産及び部	流動負債	1,186,707
	固定負債	1,382,565
	株主資本	2,126,363
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,086,793
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,074,293
	（うち当期純利益）	（65,016）
	自己株式	△10,430
	合計	4,695,635

第１期決算公告

令和７年４月９日

茨城県猿島郡境町大字下小橋字蝉野880番地

遠東新世紀日本株式会社

代表取締役社長　顔　宏任

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,735
	固定資産	26
	資産合計	1,761
負純資産及び部	流動負債	1,547
	株主資本	214
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	14
	その他利益剰余金	14
	（うち当期純利益）	（14）
	負債・純資産合計	1,761

第12期決算公告

令和７年３月21日

茨城県水戸市吉沢町139－２

茨城マーケティングシステムズ株式会社

代表取締役　後藤　良秋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,932
	固定資産	22,998
	資産合計	169,931
負純資産及び部	流動負債	49,665
	固定負債	21,306
	株主資本	93,933
	資本金	30,000
	利益剰余金	63,933
	その他利益剰余金	63,933
	（うち当期純利益）	（151）
	評価・換算差額等	5,026
	その他有価証券評価差額金	5,026
	負債・純資産合計	169,931

第３期決算公告

令和７年３月18日

東京都品川区東品川四丁目13番14号

SALES GO株式会社

代表取締役社長　内山　雄輝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,100
	固定資産	197,749
	合計	345,849
負純資産及び部	流動負債	125,167
	固定負債	200,000
	株主資本	20,682
	資本金	68,500
	資本剰余金	265,500
	資本準備金	65,500
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	△313,317
	その他利益剰余金	△313,317
	（うち当期純損失）	（120,378）
	合計	345,849

第28期決算公告

令和７年３月14日

東京都品川区東品川四丁目13番14号

株式会社タジマ

代表取締役社長　大﨑　章司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	776,991
	固定資産	480,548
	合計	1,257,539
負純資産及び部	流動負債	1,932,639
	賞与引当金	52,925
	固定負債	465,040
	退職給付引当金	241,176
	株主資本	△1,140,140
	資本金	50,000
	利益剰余金	△1,190,140
	利益準備金	4,750
	その他利益剰余金	△1,194,890
	（うち当期純損失）	（6,977）
	合計	1,257,539

第22期決算公告

令和７年３月25日

東京都中央区築地六丁目19番21号

株式会社ｂｌｅｓｓ　ｙｏｕ

代表取締役　平野　宣雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,391
	固定資産	46,410
	資産合計	130,802
負純資産及び部	流動負債	40,197
	賞与引当金	21,959
	固定負債	50,750
	退職給付引当金	10,750
	株主資本	39,855
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,855
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	27,355
	（うち当期純利益）	（10,332）
	負債・純資産合計	130,802

第35期決算公告

令和７年３月21日

神奈川県相模原市中央区宮下２－11－４

株式会社イムラプリンティング

代表取締役　塚本　敬三

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	185,489
	固定資産	910,413
	合計	1,095,902
負純資産及び部	流動負債	678,752
	固定負債	61,977
	株主資本	355,171
	資本金	10,000
	利益剰余金	345,171
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	342,671
	（うち当期純損失）	（1,989）
	合計	1,095,902

第７期決算公告

令和７年４月９日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
桑野ビル２階

アル株式会社

代表取締役　古川　健介

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,917
	固定資産	1,792
	資産合計	72,710
負純資産及び部	流動負債	96,293
	株主資本	△23,583
	資本金	100,000
	資本剰余金	462,327
	資本準備金	425,159
	その他資本剰余金	37,167
	利益剰余金	△585,911
	その他利益剰余金	△585,911
	（うち当期純損失）	（36,137）
	負債・純資産合計	72,710

第５期決算公告

令和７年４月９日

東京都大田区平和島６丁目１番１号
東京流通センター・センタービル527号

SPT Labtech Japan株式会社

代表取締役　アンドリュー・ホルフォード

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,558
	固定資産	16,990
	合計	107,548
負純資産及び部	流動負債	155,220
	株主資本	△47,671
	資本金	100
	利益剰余金	△47,771
	その他利益剰余金	△47,771
	（うち当期純損失）	（35,257）
	合計	107,548

第29期決算公告　令和７年３月31日
大阪市北区中津１―18―６
株式会社クリエテ関西
代表取締役　東　　昌宏
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	293,176
	固定資産	51,643
	資産合計	344,819
負債及び純資産の部	流動負債	78,535
	固定負債	804
	負債合計	79,339
	株主資本	265,481
	資本金	30,000
	利益剰余金	235,481
	利益準備金	6,802
	その他利益剰余金	228,679
	（うち当期純利益）	(13,156)
	純資産合計	265,481
	負債・純資産合計	344,819

第11期決算公告　令和７年３月13日
静岡県富士市津田260番地の12
静岡ガス＆パワー株式会社
代表取締役　藤田　　猛
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,228,680
	固定資産	16,964,436
	資産合計	22,193,117
負債及び純資産の部	流動負債	6,066,004
	固定負債	9,919,426
	株主資本	6,103,899
	資本金	495,000
	資本剰余金	495,000
	資本準備金	495,000
	利益剰余金	5,113,899
	その他利益剰余金	5,113,899
	（うち当期純利益）	(3,416,470)
	評価・換算差額等	103,786
	負債・純資産合計	22,193,117

第52期決算公告
令和７年４月９日
神奈川県大和市下鶴間2832番地３
株式会社トクヨー
代表取締役　石塚公壱郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,117
	固定資産	19,095
	合計	79,213
負債及び純資産の部	流動負債	11,880
	固定負債	2,500
	退職給付引当金	2,500
	株主資本	64,832
	資本金	12,000
	利益剰余金	52,832
	その他利益剰余金	52,832
	（うち当期純利益）	(287)
	合計	79,213

第15期決算公告
2025年３月10日
大阪市中央区道修町４丁目６番５号
昭永マネジメントファンド株式会社
代表取締役　八木　　猛
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,971
	固定資産	17,300
	資産合計	19,271
負債及び純資産の部	流動負債	205
	負債合計	205
	株主資本	19,066
	資本金	20,800
	利益剰余金	△ 1,733
	その他利益剰余金	△ 1,733
	（うち当期純損失）	(303)
	純資産合計	19,066
	負債・純資産合計	19,271

第15期決算公告　2025年３月14日
大阪市中央区道修町４丁目６番５号
昭永ケミカル株式会社
代表取締役　八木　　猛
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11,935
	固定資産	8,324
	資産合計	20,259
負債及び純資産の部	流動負債	15,477
	固定負債	3,216
	株主資本	1,507
	資本金	50
	利益剰余金	1,457
	その他利益剰余金	1,457
	（うち当期純利益）	(90)
	評価・換算差額等	57
	その他有価証券評価差額金	57
	負債・純資産合計	20,259

第84期決算公告　令和７年３月18日
大阪府大阪市東成区東中本三丁目13番８号
東洋ビューティ株式会社
代表取締役　岩瀬　史明
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	17,723
	固定資産	12,566
	合計	30,290
負債及び純資産の部	流動負債	10,642
	固定負債	5,341
	株主資本	14,306
	資本金	45
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	14,260
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	14,249
	（うち当期純利益）	(377)
	合計	30,290

決算公告　令和７年４月９日
神戸市垂水区舞多聞西六丁目１番３号
株式会社クレストホーム
代表取締役　砂川　和美
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	264,081
	固定資産	307,182
	繰延資産	836
	合計	572,100
負債及び純資産の部	流動負債	40,249
	固定負債	146,121
	株主資本	385,729
	資本金	10,000
	利益剰余金	429,559
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	428,059
	（うち当期純利益）	(17,798)
	自己株式	△ 53,829
	合計	572,100

第５期決算公告　令和７年４月９日
兵庫県神戸市中央区磯上通４丁目１番14号
株式会社モンスターラボオムニバス
代表取締役　平石　真寛
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,793
	固定資産	18,880
	合計	63,673
負債及び純資産の部	流動負債	37,432
	（うち賞与引当金）	(1,559)
	固定負債	20,000
	株主資本	6,241
	資本金	29,850
	資本剰余金	29,850
	資本準備金	29,850
	利益剰余金	△ 53,458
	その他利益剰余金	△ 53,458
	（うち当期純利益）	(2,342)
	合計	63,673

第49期決算公告
令和７年３月18日
大阪市東淀川区東中島１丁目19番４号
春野産業株式会社
代表取締役　白石　隆三
貸借対照表の要旨（令和７年１月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	757,368
	固定資産	127,215
	合計	884,583
負債及び純資産の部	流動負債	346,668
	固定負債	62,301
	株主資本	475,614
	資本金	42,000
	利益剰余金	433,614
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	423,114
	（うち当期純利益）	(23,933)
	合計	884,583

第58期決算公告　2025年３月25日
東京都千代田区大手町１丁目９番２号
ＤＢＪビジネスサポート株式会社
代表取締役　井出　裕史
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,091,631
	固定資産	172,154
	資産合計	1,263,786
負債及び純資産の部	流動負債	115,016
	賞与引当金	1,402
	固定負債	53,922
	退職給付引当金	53,922
	株主資本	1,094,848
	資本金	23,500
	利益剰余金	1,071,348
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,065,348
	（うち当期純利益）	(52,668)
	負債・純資産合計	1,263,786

第59期決算公告
令和７年４月９日
高知県吾川郡いの町4013番地
四国特紙株式会社
代表取締役　橋本　雅彦
貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	146,030
	固定資産	150,049
	合計	296,080
負債及び純資産の部	流動負債	107,778
	固定負債	38,096
	株主資本	150,206
	資本金	20,000
	利益剰余金	130,206
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	125,206
	（うち当期純損失）	(7,028)
	合計	296,080

決算公告
令和７年４月９日
神戸市垂水区舞多聞西六丁目１番３号
株式会社サンウッド
代表取締役　砂川　和美
貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	173,486
	固定資産	269,804
	合計	443,290
負債及び純資産の部	流動負債	68,673
	固定負債	250,620
	株主資本	123,997
	資本金	10,000
	利益剰余金	113,997
	その他利益剰余金	113,997
	（うち当期純利益）	(33,508)
	合計	443,290

第16期決算公告

2025年３月13日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ地方創生支援株式会社
代表取締役　登　輝久

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	302
	固定資産	5
	資産合計	307
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	307
	資本金	10
	資本剰余金	336
	資本準備金	336
	利益剰余金	△39
	その他利益剰余金	△39
	（うち当期純損失）	（3）
	負債・純資産合計	307

第１期決算公告

令和７年４月９日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社ＡＰ78
代表取締役　印東　徹

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	500
	合計	500
負債及び純資産の部	流動負債	388
	株主資本	111
	資本金	250
	資本剰余金	250
	資本準備金	250
	利益剰余金	△388
	その他利益剰余金	△388
	（うち当期純損失）	（388）
	合計	500

第44期決算公告

令和７年３月17日
東京都足立区入谷９丁目20番20号
日本スライド工業株式会社
代表取締役社長　上條　恒人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	651,377
	固定資産	135,238
	資産合計	786,615
負債及び純資産の部	流動負債	252,137
	賞与引当金	26,261
	固定負債	26,156
	退職給付引当金	9,257
	株主資本	508,322
	資本金	80,000
	利益剰余金	428,322
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	408,322
	（うち当期純利益）	（12,065）
	負債・純資産合計	786,615

第24期決算公告

令和７年４月９日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
富国生命ビル23階
メッツラー・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長　牧野　浩人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,188,271
	固定資産	90,108
	合計	1,278,379
負債及び純資産の部	流動負債	178,233
	固定負債	63,560
	株主資本	1,036,585
	資本金	200,000
	利益剰余金	836,585
	その他利益剰余金	836,585
	（うち当期純利益）	（53,497）
	合計	1,278,379

第21期決算公告

令和７年４月９日
東京都渋谷区渋谷２丁目15番１号
株式会社Ｂｌｕｅｓｈｉｐ
代表執行役　杉﨑　恵悟

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	916,825
	固定資産	107,490
	資産合計	1,024,316
負債及び純資産の部	流動負債	536,322
	固定負債	19,157
	株主資本	468,835
	資本金	30,000
	利益剰余金	438,835
	利益準備金	1,830
	その他利益剰余金	437,005
	（うち当期純利益）	（189,890）
	負債・純資産合計	1,024,316

第72期決算公告

令和７年４月９日
東京都八王子市七国１丁目32番１
坂西精機株式会社
代表取締役　坂西　宏之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,061,603
	固定資産	1,708,084
	資産合計	3,769,687
負債及び純資産の部	流動負債	1,382,852
	固定負債	218,482
	株主資本	2,168,353
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	2,116,353
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,103,853
	（うち当期純利益）	（29,490）
	負債・純資産合計	3,769,687

第４期決算公告

令和７年４月９日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
AIX　Tech　Ventures株式会社
代表取締役　上杉　秀人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	225,224
	固定資産	33,015
	合計	258,240
負債及び純資産の部	流動負債	950
	固定負債	50,000
	株主資本	207,289
	資本金	95,000
	資本剰余金	243,000
	資本準備金	243,000
	利益剰余金	△130,710
	その他利益剰余金	△130,710
	（うち当期純損失）	（29,479）
	合計	258,240

第10期決算公告

令和７年４月９日
東京都新宿区西新宿七丁目４番３号
株式会社ユニケット
代表取締役　飯島　佳晴
代表取締役　小野寺孝允

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	473,629
	固定資産	211,743
	合計	685,372
負債及び純資産の部	流動負債	433,122
	固定負債	0
	株主資本	252,249
	資本金	10,000
	利益剰余金	242,249
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	239,749
	（うち当期純利益）	（90,017）
	合計	685,372

第６期決算公告

令和７年４月９日
東京都目黒区上目黒二丁目43番20号
株式会社ＦＡＣＴ
代表取締役　三寺　雅人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	173,161
	固定資産	8,162
	合計	181,324
負債及び純資産の部	流動負債	85,219
	固定負債	38,760
	株主資本	57,344
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	44,844
	その他利益剰余金	44,844
	（うち当期純利益）	（28,432）
	合計	181,324

第54期決算公告

令和７年４月９日
神戸市東灘区魚崎南町３丁目1079番地の２
株式会社スミフルプロセスネットワーク
代表取締役　渋谷　竜一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,186
	固定資産	1,208
	合計	3,394
負債及び純資産の部	流動負債	1,179
	固定負債	594
	株主資本	1,621
	資本金	268
	資本剰余金	193
	資本準備金	193
	利益剰余金	1,160
	利益準備金	55
	その他利益剰余金	1,105
	（うち当期純利益）	（179）
	合計	3,394

第７期決算公告

令和７年４月９日
東京都中央区日本橋室町四丁目３番９号
TIME dotCom Japan株式会社
代表取締役
ガネーシュ・ジョン・シバサンブー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,546,375
	合計	21,546,375
負債及び純資産の部	流動負債	36,485,368
	株主資本	△14,938,993
	資本金	100,000
	利益剰余金	△15,038,993
	その他利益剰余金	△15,038,993
	（うち当期純損失）	（17,856,069）
	合計	21,546,375

第14期決算公告

令和７年３月26日
東京都台東区千束２丁目33番地８号
株式会社思派電子ジャパン
代表取締役　李　元立

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	132,978
	固定資産	2,492
	合計	135,470
負債及び純資産の部	流動負債	50,617
	固定負債	0
	株主資本	84,853
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	64,853
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	59,853
	（うち当期純利益）	（16,825）
	合計	135,470

第 11 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目７番15号
ザ・パークレックス日本橋馬喰町４階
コンセントリクス・カタリスト株式会社
代表取締役　ジェーン・キャサリン・フォガティ

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	276,463	流動負債	290,708
固定資産	59,169	（賞与引当金）	(35,570)
		固定負債	15,609
		株主資本	29,315
		資本金	10,000
		利益剰余金	19,315
		その他利益剰余金	19,315
		（うち当期純利益）	(39,450)
資産合計	335,632	負債・純資産合計	335,632

第 35 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

東京都江東区亀戸一丁目５番７号
日本コンセントリクス株式会社
代表取締役　ジェーン・キャサリン・フォガティ

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,728,502	流動負債	7,435,851
固定資産	2,952,715	（賞与引当金）	(223,291)
		固定負債	8,742
		株主資本	9,236,624
		資本金	310,000
		資本剰余金	359,633
		その他資本剰余金	359,633
		利益剰余金	8,566,990
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	8,542,990
		（うち当期純利益）	(4,193,320)
資産合計	16,681,217	負債・純資産合計	16,681,217

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

東京都渋谷区東一丁目32番12号
イグニション・ポイント フォース株式会社
代表取締役　末宗　喬文

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	329,229	流動負債	217,227
固定資産	5,122	（うち賞与引当金）	(1,960)
有形固定資産	515	**負債合計**	**217,227**
投資その他の資産	4,607	株主資本	117,124
		資本金	18,000
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	3,000
		利益剰余金	96,124
		その他利益剰余金	96,124
		（うち当期純利益）	(5,894)
		純資産合計	**117,124**
資産合計	334,352	負債・純資産合計	334,352

第 23 期 決 算 公 告

令和７年３月21日

東京都大田区羽田旭町11番１号
荏原冷熱システム株式会社
代表取締役　加藤　恭一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,400	流動負債	9,221
固定資産	4,394	固定負債	475
有形固定資産	439	株主資本	8,097
無形固定資産	289	資本金	450
投資その他の資産	3,665	資本剰余金	4,839
		資本準備金	4,707
		その他資本剰余金	131
		利益剰余金	2,808
		利益準備金	42
		その他利益剰余金	2,765
		（うち当期純利益）	(2,547)
		評価・換算差額等	0
資産合計	17,794	負債・純資産合計	17,794

第 33 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社ＤＮＰホリーホック
代表取締役　林　　雅史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	79,655	流動負債	36,395
固定資産	35,373	（うち賞与引当金）	(2,705)
		固定負債	82,021
		負債合計	**118,416**
		株主資本	△ 3,387
		資本金	90,000
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	45,000
		利益剰余金	△ 138,387
		その他利益剰余金	△ 138,387
		（うち当期純損失）	(30,388)
		純資産合計	**△ 3,387**
資産合計	115,029	負債・純資産合計	115,029

第 26 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　長野県須坂市大字小河原2031番地の１
日通工エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長　池田　良太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,680	流動負債	331
固定資産	616	固定負債	40
有形固定資産	620	**負債合計**	**372**
無形固定資産	1	株主資本	1,924
投資その他の資産	△4	資本金	100
		資本剰余金	1,893
		利益剰余金	△68
		（その他利益剰余金）	(△68)
		（うち当期純損失）	(120)
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	**1,924**
資産合計	2,297	負債・純資産合計	2,297

第 4 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都渋谷区広尾一丁目１番39号
恵比寿プライムスクエアタワー４Ｆ
株式会社モンスターラボ
代表取締役　鯱川　宏樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,393,953	流動負債	1,008,850
固定資産	803,555	（内賞与引当金）	(117,663)
		（内工事損失引当金）	(31,853)
		（内その他引当金）	(35,000)
		固定負債	68,697
		株主資本	1,119,960
		資本金	100,000
		資本剰余金	311,567
		その他資本剰余金	311,567
		利益剰余金	708,393
		その他利益剰余金	708,393
		（内当期純損失）	(92,171)
資産合計	2,197,508	負債・純資産合計	2,197,508

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都渋谷区渋谷１丁目10―７グローリア宮益坂Ⅲ801号室
株式会社ExecutiveSearch．AI
代表取締役　ホインスキー・ケネス・チャールズ

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	91,007	流動負債	186,454
固定資産	41,357	（うち賞与引当金）	(12,831)
		固定負債	3,000
		退職給付引当金	3,000
		株主資本	△ 57,089
		資本金	6,075
		利益剰余金	△ 63,164
		利益準備金	1,518
		その他利益剰余金	△ 64,683
		（うち当期純損失）	(76,285)
資産合計	132,365	負債・純資産合計	132,365

第 72 期 決 算 公 告

令和７年３月25日　横浜市中区尾上町一丁目８番地
株式会社横浜ＤｅＮＡベイスターズ
代表取締役　木村　洋太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,769	流動負債	5,775
固定資産	10,521	固定負債	4,121
		負債合計	**9,896**
		株主資本	11,394
		資本金	100
		資本剰余金	550
		その他資本剰余金	550
		利益剰余金	10,744
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	10,741
		（うち当期純利益）	(3,475)
		純資産合計	**11,394**
資産合計	**21,290**	**負債・純資産合計**	**21,290**

第 16 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都渋谷区東一丁目４番23号ディ・オープンハウス202
ＭＹＬＡＰＳ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　カミエル・フーベルト・ジーン・マリー・スラーツ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	105,603	流動負債	63,903
固定資産	2,378	（賞与引当金）	(2,268)
		（有給休暇引当金）	(627)
		負債合計	**63,903**
		株主資本	44,078
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	34,078
		その他利益剰余金	34,078
		（うち当期純利益）	(13,365)
		純資産合計	**44,078**
資産合計	**107,982**	**負債・純資産合計**	**107,982**

第 65 期 決 算 公 告

令和７年３月21日　東京都板橋区新河岸２丁目８番24号
技研株式会社
代表取締役　丹羽　基広

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,559	流動負債	3,991
固定資産	4,588	固定負債	2,871
繰延資産	6	退職給与引当金	532
		株主資本	1,291
		資本金	99
		資本剰余金	56
		資本準備金	56
		利益剰余金	1,110
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	1,086
		（うち当期純利益）	(166)
資産合計	**8,153**	**負債・純資産合計**	**8,153**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　埼玉県川越市南台一丁目３番地２
アドラゴスファーマ川越株式会社
代表取締役　柳澤　敬三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,757,504	流動負債	3,654,742
固定資産	7,176,603	退職給付引当金	1,023,516
		環境リスク引当金	24,180
		有給休暇引当金	117,694
		賞与引当金	150,005
		固定負債	74,536
		株主資本	5,940,471
		資本金	10,000
		利益剰余金	5,930,471
		繰越利益剰余金	5,930,471
		（うち当期純利益）	(188,702)
		評価・換算差額等	264,356
		年金数理差異	264,356
資産合計	**9,934,107**	**負債・純資産合計**	**9,934,107**

第 37 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都港区赤坂二丁目17番７号
赤坂溜池タワー２階
ビオメリュー・ジャパン株式会社
代表取締役　吉田賢太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,731,707	流動負債	8,322,098
固定資産	658,345	製品保証引当金	78,946
		有給休暇引当金	91,475
		賞与引当金	232,252
		固定負債	209,399
		退職給与引当金	209,399
		株主資本	1,858,555
		資本金	480,000
		利益剰余金	1,378,555
		利益準備金	98,917
		その他利益剰余金	1,279,637
		（うち当期純利益）	(243,801)
資産合計	**10,390,053**	**負債・純資産合計**	**10,390,053**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都港区虎ノ門二丁目９番１号
虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11階
アドラゴスファーマ株式会社
代表取締役　柳澤　敬三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	956,171	流動負債	1,080,596
固定資産	5,908,670	固定負債	4,195,427
繰延資産	2,590	株主資本	1,591,409
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,960,010
		資本準備金	1,960,010
		利益剰余金	△458,600
		繰越利益剰余金	△458,600
		（うち当期純損失）	(230,223)
資産合計	**6,867,433**	**負債・純資産合計**	**6,867,433**

第 12 期 決 算 公 告

令和７年３月１日
兵庫県淡路市志筑2306番地13
株式会社あわじシステムトレード研究所
代表取締役　林　保秀

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,515
	固定資産	917
	繰延資産	2,205
	合計	**4,637**
負債及び純資産の部	流動負債	427
	固定負債	21,111
	株主資本	△16,901
	資本金	1,370
	利益剰余金	△18,271
	その他利益剰余金	△18,271
	（うち当期純損失）	(1,847)
	合計	**4,637**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年３月27日
山口県防府市佐波１丁目13番１号
株式会社ＹＫプランニング
代表取締役　岡本　辰徳

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	154,228	流動負債	59,877
固定資産	57,169	固定負債	23,339
		負債合計	**83,216**
		株主資本	128,181
		資本金	30,000
		資本剰余金	10,015
		資本準備金	10,015
		利益剰余金	88,166
		その他利益剰余金	88,166
		純資産合計	**128,181**
資産合計	**211,397**	**負債・純資産合計**	**211,397**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	384,345
売上原価	60,571
売上総利益	323,773
販売費及び一般管理費	307,715
営業利益	16,058
営業外収益	3,389
営業外費用	539
経常利益	18,907
特別損失	785
税引前当期純利益	18,121
法人税、住民税及び事業税	182
当期純利益	17,939

第11期決算公告

令和７年４月９日
東京都渋谷区桜丘町31番14号
ターミナル株式会社
代表取締役　伊奈　亮輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,295
	固定資産	2,067
	合計	122,363
負債及び純資産の部	流動負債	78,540
	固定負債	31,106
	株主資本	12,717
	資本金	151,901
	資本剰余金	151,901
	資本準備金	151,901
	利益剰余金	△291,085
	その他利益剰余金	△291,085
	（うち当期純利益）	(16,839)
	合計	122,363

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百九十万千百円、資本準備金の額を一億五千百九十万千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月九日
東京都渋谷区桜丘町三一番一四号
ターミナル株式会社
代表取締役　伊奈　亮輔

第64期決算公告

令和７年４月９日
沖縄県那覇市字安謝628
沖縄サントリー株式会社
代表取締役　吉野　宏明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,473,240
	固定資産	946,185
	合計	11,419,424
負債及び純資産の部	流動負債	2,320,786
	固定負債	992,493
	株主資本	8,104,862
	資本金	62,729
	利益剰余金	8,042,133
	利益準備金	15,690
	その他利益剰余金	8,026,443
	（うち当期純利益）	(847,245)
	評価・換算差額等	1,283
	合計	11,419,424

第３期決算公告

令和７年４月９日
東京都港区六本木三丁目２番１号
フロンティア・キャピタル株式会社
代表取締役　大西正一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,624,648	流動負債	216,777
固定資産	76,286	賞与引当金	47,747
繰延資産	3,906	固定負債	13,043
		株主資本	8,445,465
		資本金	4,750,300
		資本剰余金	4,750,300
		資本準備金	4,750,300
		利益剰余金	△1,055,134
		その他利益剰余金	△1,055,134
		評価・換算差額等	29,554
		その他有価証券評価差額金	29,554
資産合計	8,704,841	負債・純資産合計	8,704,841

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	93,385
売上原価	47,725
売上総利益	45,659
販売費及び一般管理費	484,966
営業損失	439,306
営業外収益	203
営業外費用	19,250
経常損失	458,353
税引前当期純損失	458,353
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	459,563

第１期決算公告

2025年４月９日
札幌市中央区北三条西四丁目１番１号
株式会社ゼノラボ
代表取締役　金　　容雨

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	359,495
	固定資産	97,819
	資産合計	457,314
負債及び純資産の部	流動負債	10,177
	負債合計	10,177
	株主資本	447,137
	資本金	500,000
	利益剰余金	△52,862
	その他利益剰余金	△52,862
	（当期純損失）	(52,862)
	純資産合計	447,137
	負債・純資産合計	457,314

第15期決算公告

令和７年３月21日
東京都千代田区丸の内２丁目４番１号
エイコーン・インベストメンツ・ツー特定目的会社
取締役　本吉　　進

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,926,568	流動負債	244,967
固定資産	3,926,568	固定負債	436,805
その他の資産	267,410	負債合計	681,772
流動資産	130,502	社員資本	3,512,206
固定資産	135,700	特定資本金	154,200
繰延資産	1,207	優先資本金	3,133,000
		剰余金	225,006
		当期未処分利益	225,006
		純資産合計	3,512,206
資産合計	4,193,979	負債・純資産合計	4,193,979

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,093,508
営業費用	867,586
営業利益	225,921
営業外収益	463
経常利益	226,384
税引前当期純利益	226,384
法人税、住民税及び事業税	1,377
当期純利益	225,006

第64期決算公告

令和７年３月25日
京都府宮津市字下世屋303番地
橋立開発株式会社
代表取締役　荒田　英樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	327,323
	固定資産	2,250,236
	合計	2,577,559
負債及び純資産の部	流動負債	47,829
	固定負債	2,649,600
	株主資本	△119,870
	資本金	150,000
	資本剰余金	47,940
	利益剰余金	△317,809
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△319,809
	（うち当期純損失）	(1,705)
	合計	2,577,559

第３期決算公告

令和７年３月21日
東京都千代田区丸の内２丁目４番１号
タワー・ストリート特定目的会社
取締役　本吉　　進

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,599,192	流動負債	79,136
固定資産	6,599,192	固定負債	3,950,000
その他の資産	711,713	負債合計	4,029,136
流動資産	669,380	社員資本	3,281,769
固定資産	17,469	特定資本金	100
繰延資産	24,863	優先資本金	3,505,312
		剰余金	△223,642
		当期未処理損失	223,642
		純資産合計	3,281,769
資産合計	7,310,905	負債・純資産合計	7,310,905

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	334,411
営業費用	349,175
営業損失	14,764
営業外収益	24
営業外費用	7,182
経常損失	21,922
税引前当期純損失	21,922
法人税、住民税及び事業税	952
当期純損失	22,875

第38期決算公告

令和７年４月９日
兵庫県姫路市南町１番地
山陽アメニティサービス株式会社
代表取締役　森本　一弘

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	291,914
	固定資産	14,527
	資産合計	306,442
負債及び純資産の部	流動負債	65,077
	固定負債	68,186
	株主資本	173,178
	資本金	40,000
	利益剰余金	133,178
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	123,178
	（うち当期純利益）	(26,584)
	負債・純資産合計	306,442

第 10 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

東京都渋谷区東一丁目32番12号

イグニション・ポイント株式会社

代表取締役社長　末宗　喬文

貸借対照表の要旨

（令和５年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,277,240
	固定資産	450,189
	有形固定資産	104,029
	無形固定資産	9,446
	投資その他の資産	336,713
	資産合計	**1,727,430**
負債及び純資産の部	流動負債	697,722
	固定負債	82,862
	（うち役員退職慰労引当金）	(37,075)
	負債合計	**780,585**
	株主資本	943,530
	資本金	30,000
	資本剰余金	4,500
	資本準備金	4,500
	利益剰余金	909,030
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	906,030
	（うち当期純損失）	(5,913)
	新株予約権	3,315
	純資産合計	**946,845**
	負債・純資産合計	**1,727,430**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

東京都渋谷区東一丁目32番12号

イグニション・ポイント株式会社

代表取締役社長　末宗　喬文

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,502,097
	固定資産	741,053
	有形固定資産	98,008
	無形固定資産	254,784
	投資その他の資産	388,259
	資産合計	**2,243,150**
負債及び純資産の部	流動負債	1,034,731
	（うち受注損失引当金）	(4,092)
	固定負債	77,475
	（うち役員退職慰労引当金）	(37,075)
	負債合計	**1,112,206**
	株主資本	1,127,628
	資本金	30,000
	資本剰余金	4,500
	資本準備金	4,500
	利益剰余金	1,093,128
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,090,128
	（うち当期純利益）	(184,098)
	新株予約権	3,315
	純資産合計	**1,130,943**
	負債・純資産合計	**2,243,150**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年３月26日

東京都港区赤坂一丁目12番32号

株式会社Ｗｏｒｋｓ　Ｈｕｍａｎ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ

代表取締役　安齋富太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,033	流動負債	23,680
固定資産	14,060	（賞与引当金）	(1,867)
有形固定資産	890	（受注損失引当金）	(388)
無形固定資産	2,148	固定負債	312
投資その他の資産	11,021	株主資本	10,101
		資本金	100
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	10,001
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	9,976
資産合計	**34,094**	**負債・純資産合計**	**34,094**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	50,251
売上原価	16,336
売上総利益	33,914
販売費及び一般管理費	18,922
営業利益	14,991
営業外損益	76
経常利益	15,067
特別損失	34
税引前当期純利益	15,033
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	5,048
当期純利益	9,965

第 53 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

千葉県東金市山田1312番

大一農産株式会社

代表取締役　奥村　友三

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,451,979
	固定資産	100
	合計	**9,452,079**
負債及び純資産の部	流動負債	110,840
	株主資本	9,341,239
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△658,761
	その他利益剰余金	△658,761
	（うち当期純利益）	(378,404)
	合計	**9,452,079**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十万円減少し、十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月九日

千葉県東金市山田一三一二番

大一農産株式会社

代表取締役　奥村　友三

第 30 期決算公告

令和７年４月９日

東京都世田谷区世田谷一丁目３番14号

株式会社頼佳

代表取締役　岡田　絹子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,431
	固定資産	105
	繰延資産	440
	資産合計	**15,976**
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	9,198
	負債合計	**9,198**
	株主資本	6,778
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,778
	その他利益剰余金	3,778
	（うち当期純利益）	(—)
	純資産合計	**6,778**
	負債・純資産合計	**15,976**

合併公告

当会社は合併を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

左記甲乙の権利義務全部を、令和七年五月十日である効力発生日に甲は乙の株主総会の承認を受けて吸収合併いたします。

両社の決議は令和七年三月二十七日に終了してお申し出下さい。

異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月九日

東京都世田谷区世田谷一丁目三番一四号

代表取締役（甲）株式会社頼佳絹子

（乙）有限会社岡田アウル

取締役　岡田一郎

左記計算書類の公告義務はありません。

（甲）左記のとおりです。

（乙）

第 3 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

東京都港区元赤坂一丁目１番７－1006号

Taurus特定目的会社

取締役　川島　健輔

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	—	流動負債	56
流動資産	—	固定負債	—
固定資産	—	**負債合計**	**56**
その他の資産	2,304	**純資産の部**	
流動資産	2,302	社員資本	2,248
固定資産	—	特定資本金	0
繰延資産	2	優先資本金	2,590
		剰余金	△341
		当期未処理損失	341
		純資産合計	**2,248**
資産合計	**2,304**	**負債・純資産合計**	**2,304**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	132
営業損失	132
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	132
税引前当期純損失	132
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	133
前期繰越損失	207
当期未処理損失	341

第 11 期 決 算 公 告

令和７年４月９日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ久喜特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	3,988	流動負債	1,854
投資その他の資産	3,988	**負債合計**	**1,854**
その他の資産の部	21,900	社員資本	24,033
流動資産	21,900	特定資本金	5
		優先資本金	10
		剰余金	24,018
		当期未処分利益	24,018
		純資産合計	**24,033**
資産合計	**25,888**	**負債・純資産合計**	**25,888**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	44,631
営業費用	20,298
営業利益	24,332
営業外収益	4
営業外費用	7
経常利益	24,329
税引前当期純利益	24,329
法人税、住民税及び事業税	9
当期純利益	24,319
前期繰越損失	301
当期未処分利益	24,018

第37期決算公告

令和７年４月９日
長崎県長崎市京泊二丁目10番２号
新長崎水産株式会社
代表取締役　三瀬　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	8,528
	固定資産	982
	合計	**9,510**
負債及び純資産の部	流動負債	1,497
	固定負債	0
	株主資本	8,013
	資本金	3,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	13
	その他利益剰余金	13
	（うち当期純利益）	（1,066）
	合計	**9,510**

第 2 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
ＴＢＪホールディングス株式会社
代表取締役　稲垣　伸一

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,554	流動負債	14,168
固定資産	1,096,532	固定負債	235,883
		負債合計	**250,051**
		株主資本	849,035
		資本金	50
		資本剰余金	878,146
		資本準備金	354,490
		その他資本剰余金	523,656
		利益剰余金	△29,161
		その他利益剰余金	△29,161
		純資産合計	**849,035**
資産合計	**1,099,086**	**負債・純資産合計**	**1,099,086**

損益計算書の要旨
（自　令和５年７月１日　至　令和６年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	1,457
営業損失	1,457
営業外費用	27,704
経常損失	29,160
税引前当期純損失	29,160
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	29,161

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和七年四月九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
（甲）ＴＢＪホールディングス株式会社
代表取締役　稲垣　伸一
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
（乙）エイチ・ピージャパン合同会社
代表社員　ＴＢＧＰ株式会社
職務執行者　稲垣　伸一

令和５年度決算公告

令和７年４月９日
長野県佐久市猿久保619―11
株式会社令和笑店
代表取締役　中川　力耶

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,633,878
	固定資産	8,398,536
	合計	**30,032,414**
負債及び純資産の部	流動負債	3,965,818
	固定負債	9,321,289
	株主資本	16,745,307
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	15,745,307
	その他利益剰余金	15,745,307
	（うち当期純利益）	（4,952,960）
	合計	**30,032,414**

令和５年度決算公告

令和７年４月９日
長野県中野市大字岩船419番地１
株式会社ＳＴＡＹＧＯＬＤ
代表取締役　中川　力耶

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,665,176
	固定資産	8,480,482
	合計	**24,145,658**
負債及び純資産の部	流動負債	9,059,993
	固定負債	21,404,400
	株主資本	△6,318,735
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△9,318,735
	その他利益剰余金	△9,318,735
	（うち当期純利益）	（94,486）
	合計	**24,145,658**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年三月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月九日
長野県中野市大字岩船四一九番地一
（甲）株式会社ＳＴＡＹＧＯＬＤ
代表取締役　中川　力耶
長野県佐久市猿久保六一九―一一
（乙）株式会社令和笑店
代表取締役　中川　力耶

第１期決算公告

令和７年４月９日
東京都千代田区九段南四丁目３番４号
アテナ・ディフェンス株式会社
代表取締役　丸谷　幸

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	21,161,990
	繰延資産	764,302
	資産合計	**21,926,292**
負債及び純資産の部	流動負債	6,322,972
	固定負債	10,000,000
	負債合計	**16,322,972**
	株主資本	5,603,320
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△4,396,680
	その他利益剰余金	△4,396,680
	（うち当期純損失）	（4,396,680）
	純資産合計	**5,603,320**
	負債・純資産合計	**21,926,292**

第11期決算公告

令和７年４月９日
東京都千代田区九段南４－３－４
Ｐｏｌａｒ九段１階
アルファ・リード株式会社
代表取締役　丸谷　元

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	25,091,371
	固定資産	26,644,260
	資産合計	**51,735,631**
負債及び純資産の部	流動負債	23,479,882
	固定負債	16,660,000
	負債合計	**40,139,882**
	株主資本	11,595,749
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,595,749
	その他利益剰余金	1,595,749
	（うち当期純損失）	（23,589,093）
	純資産合計	**11,595,749**
	負債・純資産合計	**51,735,631**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月九日
東京都千代田区九段南四―三―四Ｐｏｌａｒ九段一階
（甲）アルファ・リード株式会社
代表取締役　丸谷　元
東京都千代田区九段南四丁目三番四号
（乙）アテナ・ディフェンス株式会社
代表取締役　丸谷　幸

第 43 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　兵庫県伊丹市藤ノ木２丁目３－６

オリエント工機株式会社

代表取締役　北川　正人

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,595,036	流動負債	612,985
固定資産	728,254	固定負債	146,303
		（退職給付引当金）	（146,303）
		株主資本	1,564,002
		資本金	80,000
		資本剰余金	7,177
		資本準備金	7,177
		利益剰余金	1,476,825
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,456,825
		（うち当期純利益）	（317,922）
資産合計	2,323,290	負債・純資産合計	2,323,290

決　算　公　告

令和７年４月９日　大阪市淀川区宮原一丁目１番１号

Magnachip Semiconductor株式会社

代表取締役　金　潤鎬

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,142,320	流動負債	14,720
固定資産	1,382,872	有給休暇引当金	3,562
有形固定資産	230	固定負債	17,777
投資その他の資産	1,382,642	退職給付引当金	16,685
		有給休暇引当金	1,091
		株主資本	2,492,695
		資本金	400,000
		資本剰余金	564,568
		資本準備金	560,000
		その他資本剰余金	4,568
		利益剰余金	1,528,127
		その他利益剰余金	1,528,127
		（うち当期純利益）	（17,867）
資産合計	2,525,193	負債・純資産合計	2,525,193

第 36 期 決 算 公 告

令和７年４月９日

熊本県上益城郡嘉島町大字井寺250番地９

株式会社プレシード

代表取締役　松本　修一

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,307,182	流動負債	1,097,198
固定資産	501,560	固定負債	1,248,305
		退職給付引当金	39,078
		株主資本	△536,761
		資本金	99,000
		資本剰余金	21,308
		資本準備金	21,308
		利益剰余金	△657,069
		利益準備金	996
		その他利益剰余金	△658,065
		（うち当期純利益）	（131,330）
資産合計	1,808,742	負債・純資産合計	1,808,742

第 50 期 決 算 公 告

令和７年３月28日　兵庫県姫路市大津区勘兵衛町４丁目１番地

虹技サービス株式会社

代表取締役　谷岡　宗

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	57,668	流動負債	42,842
固定資産	4,374	（うち賞与引当金）	（4,400）
		固定負債	0
		株主資本	18,698
		資本金	10,000
		利益剰余金	8,698
		利益準備金	2,120
		その他利益剰余金	6,578
		（うち当期純損失）	（1,078）
		評価・換算差額等	501
		その他有価証券評価差額金	501
資産合計	62,042	負債・純資産合計	62,042

第 3 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都港区芝二丁目３番３号

ＭＡアルミニウム株式会社

取締役社長　丸山　茂樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	45,708	流動負債	35,068
固定資産	16,724	賞与引当金	304
		役員賞与引当金	4
		その他	34,760
		固定負債	5,028
		退職給付引当金	4,398
		その他	630
		負債合計	40,097
		株主資本	22,298
		資本金	310
		資本剰余金	15,976
		資本準備金	77
		その他資本剰余金	15,899
		利益剰余金	6,011
		その他利益剰余金	6,011
		評価・換算差額等	37
		その他有価証券評価差額金	39
		繰延ヘッジ損益	△ 2
		純資産合計	22,335
資産合計	62,432	負債・純資産合計	62,432

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	37,236	税引前当期純利益	3,268
売上原価	31,392	法人税、住民税及び事業税	247
売上総利益	5,843	法人税等調整額	△ 593
販売費及び一般管理費	2,934	当期純利益	3,614
営業利益	2,909		
営業外損益	358		
経常利益	3,268		

第 26 期 決 算 公 告

令和７年４月９日　東京都豊島区南池袋一丁目13番23号

株式会社東ハト

代表取締役　滝沢　康郎

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び・純資産の部	
流動資産	12,591	流動負債	7,116
固定資産	10,694	（返金負債）	（1,440）
		（賞与引当金）	（208）
		固定負債	1,330
		（退職給付引当金）	（1,098）
		（役員退職慰労引当金）	（101）
		負債合計	8,447
		株主資本	14,836
		資本金	2,168
		資本剰余金	980
		資本準備金	808
		その他資本剰余金	171
		利益剰余金	11,688
		その他利益剰余金	11,688
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	14,839
資産合計	23,286	負債・純資産合計	23,286

損益計算書の要旨　（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	28,811	特別損益	△ 27
売上原価	20,414	税引前当期純利益	1,752
売上総利益	8,397	法人税、住民税及び事業税	551
販売費及び一般管理費	6,747	法人税等調整額	△ 57
営業利益	1,649	当期純利益	1,258
営業外損益	129		
経常利益	1,779		

第２期決算公告

令和７年４月９日

千葉県我孫子市天王台一丁目５番１号

株式会社葵会

代表取締役　新谷　幸義

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	307,608
	固定資産	16,948,470
	合計	17,256,079
負純資産債及びの部	流動負債	323,705
	固定負債	16,783,727
	株主資本	148,647
	資本金	1,000
	利益剰余金	147,647
	その他利益剰余金	147,647
	（うち当期純利益）	(131,153)
	合計	17,256,079

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月九日

千葉県我孫子市天王台一丁目五番一号

（甲）バイオシステム株式会社

代表取締役　花本　惠嗣

千葉県我孫子市天王台一丁目五番一号

（乙）株式会社葵会

代表取締役　新谷　幸義

第39期決算公告

令和７年４月９日

千葉県我孫子市天王台一丁目５番１号

バイオシステム株式会社

代表取締役　花本　惠嗣

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		6,974,023	流動負債		13,601,251
固定資産		40,043,069	固定負債		29,286,845
			株主資本		3,720,462
			資本金		10,000
			資本剰余金		995,409
			その他資本剰余金		995,409
			利益剰余金		2,715,052
			その他利益剰余金		2,715,052
			評価・換算差額等		408,534
			その他有価証券評価差額金		408,534
資産合計		47,017,093	負債・純資産合計		47,017,093

損益計算書の要旨

（自　令和５年６月１日　至　令和６年５月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,530,338
売上原価	3,423,875
売上総利益	3,106,463
販売費及び一般管理費	1,972,652
営業利益	1,133,810
営業外収益	295,944
営業外費用	340,290
経常利益	1,089,465
特別利益	389,673
特別損失	352,574
税引前当期純利益	1,126,564
法人税、住民税及び事業税	321,528
法人税等調整額	△21,237
当期純利益	826,274

第114期決算公告

令和７年４月９日

静岡県熱海市春日町16番53号

熱海瓦斯株式会社

代表取締役　溝口　　寛

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	固定資産	3,121,654
	流動資産	2,337,101
	資産合計	5,458,755
負債及び純資産の部	固定負債	568,305
	（うち退職給付引当金）	(314,942)
	（うちガスホルダー修繕引当金）	(145,115)
	（うち保安対策引当金）	(100,000)
	流動負債	364,135
	負債の部合計	932,440
	株主資本	4,497,000
	資本金	150,000
	資本剰余金	316
	資本準備金	316
	利益剰余金	4,346,684
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	4,309,184
	（うち当期純利益）	(61,335)
	その他有価証券評価差額金	29,315
	純資産の部合計	4,526,315
	負債・純資産合計	5,458,755

決算公告

令和７年４月９日

東京都豊島区南大塚三丁目46番３号

ウエストジャパンホールディングス株式会社

代表取締役　吉村　武大

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,027
	固定資産	3,990,250
	合計	3,995,277
負債及び純資産の部	流動負債	2,919
	固定負債	3,302
	株主資本	3,989,056
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,980,250
	その他資本剰余金	3,980,250
	利益剰余金	11,190
	その他利益剰余金	11,190
	（うち当期純利益）	(2,515)
	自己株式	△12,384
	合計	3,995,277

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月九日

岡山市中区清水四一八番地

（甲）ウエストジャパン興業株式会社

代表取締役　吉村　充司

東京都豊島区南大塚三丁目四六番三号

（乙）ウエストジャパンホールディングス株式会社

代表取締役　吉村　武大

決算公告

令和７年４月９日

岡山市中区清水418番地

ウエストジャパン興業株式会社

代表取締役　吉村　充司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,105,923
	固定資産	7,472,133
	合計	10,578,057
負純資産債及びの部	流動負債	615,505
	固定負債	3,530,245
	退職給付引当金	21,012
	株主資本	6,432,306
	資本金	26,000
	利益剰余金	6,406,306
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	6,356,306
	（うち当期純利益）	(40,930)
	合計	10,578,057

第９期決算公告

令和７年３月28日

神奈川県横浜市中区尾上町三丁目35番地

リスト株式会社

代表取締役　北見　尚之

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,475,933
	固定資産	8,149,072
	資産合計	9,625,006
負債及び純資産の部	流動負債	4,389,383
	（うち賞与引当金）	(5,014)
	固定負債	299,547
	負債合計	4,688,931
	株主資本	4,916,234
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,582,653
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	4,557,653
	利益剰余金	621,847
	その他利益剰余金	621,847
	（うち当期純利益）	(475,026)
	自己株式	△388,266
	評価・換算差額等	19,841
	その他有価証券評価差額金	19,841
	純資産合計	4,936,075
	負債・純資産合計	9,625,006